

教職大学院認証評価  
自己評価書

令和 6年 6月

岩手大学大学院教育学研究科教職実践専攻

目 次

I	教職大学院の現況	1
II	教職大学院の目的	1
III	教職大学院の3つのポリシー	2
IV	前回評価からの状況・経緯	5
V	教職大学院の強み、特長	5
VI	前回評価の指摘事項の対応状況	7
VII	基準ごとの自己評価	
	基準領域1 学生の受入れ	8
	基準領域2 教育の課程と方法	12
	基準領域3 学習成果	28
	基準領域4 教育委員会等との連携	33
	基準領域5 学生支援と教育研究環境	36
	基準領域6 教育研究実施組織	44
	基準領域7 点検評価と情報公表	53
VIII	法令要件事項の確認	56

## I 教職大学院の現況

- (1) 教職大学院（研究科・専攻）名： 岩手大学大学院教育学研究科教職実践専攻
- (2) 所在地： 岩手県盛岡市上田三丁目 18 - 33
- (3) 設置年度、直近の改組等年度： 設置年度 平成 28 年度
- (4) 入学定員数（令和6年5月1日現在）： 入学定員数 16 人

## II 教職大学院の目的

国立大学法人岩手大学大学院学則（抄）

（目的）

第1条 国立大学法人岩手大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教育研究し、国際的な学術文化の創造を目指すとともに、幅広く高度な学識と専門的な能力を備えた人材又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を備えた人材の育成を通じて、地域社会と国際社会の文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院は、研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

岩手大学大学院教育学研究科規則（抄）

（目的）

第2条 研究科は、学校教育に関する「理論と実践の融合」の理想を掲げ、これからの学校教育をリードする専門的力量を備えた管理職及びミドルリーダー教員を養成するとともに、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員を養成することを目的とする。

### Ⅲ 教職大学院の3つのポリシー

#### (1) ディプロマ・ポリシー (平成28年4月1日制定) (令和6年4月1日改定)

教育学研究科・教職実践専攻(教職大学院)では、所定の課程を修了し、以下に掲げる学位授与の方針に該当する者に「教職修士(専門職)」の学位を授与する。

##### (専門分野の基礎的な知識)

1. 学校教育(学校経営、学習指導、及び特別支援教育等)の質的改善に貢献するために必要な基礎的な知識を修得している。

##### (専門分野の応用的・実践的な知識・技能)

2. 教育実践における現代的諸課題と個々の児童生徒の教育的ニーズに応えうる高度な専門的知識と実践的指導力を修得している。

##### (高度な実践的指導力の基盤となる能力)

3. 学校経営、学習指導、及び特別支援教育等に関する高度な実践的指導力の基盤となる能力を修得している。

##### (専門性に基じた問題解決能力)

4. 学校現場等での実習で得られる実践知と講義等で得られる理論知を融合させて、教育課題の解決に資するための専門性に基じた問題解決能力を修得している。

##### (研究成果の発表等)

5. 教育実践に係る研究成果をまとめ、広く発信できる能力を修得している。

##### (社会への貢献)

6. 修得したことを活かして学校現場において実践研究のリーダーシップをとり、地域の教育に貢献しようとする態度を身に付けている。

#### (2) カリキュラム・ポリシー (平成28年4月1日制定) (令和6年4月1日改定)

岩手大学大学院教育学研究科では、これからの学校教育をリードする専門的力量を備えた管理職及びミドルリーダー教員を養成するとともに、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員を養成するという教育理念を実現するため、専門性をより高め、得意分野を形成できるため、プログラム制を導入する。

学校全体への総合的な理解を有し、自らの専門的教科や学校種を超えた俯瞰的な視点から包括的な指導力を発揮できる教員の育成を意図して、①専攻共通科目、②選択科目、③実習科目、④リフレクション科目、⑤教育実践研究科目の5つの科目区分を設け、「理論と実践の融合」を目指した教育課程を編成している。

##### (専門分野の基礎的な知識)

- (1) 学校の教育活動全体への総合的な理解を有し、自己の専門領域や学校種を超えた俯瞰的な視点に基づいた包括的な指導力を発揮できるスクールリーダーを育成するため、その基礎的な知識を修得するための科目を設け、必修とする。(20単位必修)

##### (専門分野の応用的・実践的な知識・技能)

- (2) 自らの教職経験や学修ニーズに基づいて、専門性をより高めるために

①「学校マネジメント力開発プログラム」、②「授業力開発プログラム」、③「特別支援教育力開発プログラム」の3つのプログラムを設け、これに沿う科目を配置する。

また、現代的諸課題と個々の児童生徒の教育的ニーズに応えうる共通に備える基盤的力量を高めるための科目を「プログラム共通」として配置する。

専門分野の応用的・実践的な知識・技能を獲得するために、「プログラム別選択」を4単位選択必修とする。併せて広く応用可能な実践力を獲得するために「プログラム共通」を含む選択科目から4単位選択とする。(合計8単位選択)

**(高度な実践的指導力の基盤となる能力)**

(3) 学校経営、学習指導、及び特別支援教育等に関する高度で実践的な指導力の育成を目的に、実習科目として学校マネジメント力開発実習、授業力開発実習、子ども支援力開発実習、特別支援教育力開発実習を設ける。

(10 単位必修)

**(専門性に基づいた問題解決能力)**

(4) 学校現場等での実習で得られる実践知と講義等で得られる理論知を融合させて、教育課題の解決に資するための問題解決能力を育成するために、リフレクション科目を必修科目として設定する。(4 単位必修)

**(研究成果の発表等)**

(5) 理論と実践に関連付けながら、自らの資質能力の背景となる知見を導出できる教育実践研究の力を育成するために、教育実践研究科目を設定し、その発表の機会を設ける。(4 単位必修)

**(社会への貢献)**

(6) すべての科目が、教育課題に真摯に向き合い、学校教育の質的改善に資するために、教育に関する高度な実践的指導力を備えた教員の力量形成を目的とする。

成績評価

成績判定は、試験、レポート、研究報告、論文及び平常の成績等によって行い、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

成績評価は、絶対評価に基づき、各授業科目につき 100 点を満点とし、判定する。

**【改定の概要】**

以下の改定の趣旨に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改定を令和 6 年 4 月 1 日に行った。

岩手大学大学院教育学研究科（以下、本教職大学院）は、開設以来、これからの学校教育をリードする専門的力を備えた管理職及びミドルリーダー教員の養成と、新しい学校づくりの有力な担い手となる新入教員の養成に取り組んできた。従前のカリキュラムの下、専攻共通科目、選択科目、実習科目、リフレクション科目に関し、院生はよく学び体験してきた。専攻共通科目、選択科目、実習科目、リフレクション科目のいずれにおいてもその評価はほとんどが「秀」または「優」であり、院生の学修状況は極めて良好であった。

この成果を踏まえ、より実践的力を備えた教職員を養成するためには、院生が何を学び、何を体験するかという視点のみならず、その結果として教職員として何ができるようになったのかとの視点について、より一層重点を置く必要があると考えるに至った。そこで、次の 2 点を柱に、令和 6 年度よりカリキュラムを改変することとした。

1. 教育実践研究の単位化と修了単位数の見直し

理論と実践の融合及び学校教育における課題の解決に係る本教職大学院の学修は、順調に推し進められている。これをより実践的力を備えた教員の養成に繋げるためには、これらに加えて、院生自身の教育実践上の資質能力の獲得と向上に向けて、その学びを自らに引き寄せて検討させる必要がある。これまでリフレクション科目の一部として課してきた教育実践研究は、この実践力の背景や裏付けとなるものである。

そこで、新たに教育実践研究科目を設け、自らの教育実践上の資質能力の獲得と向上の背景となる知見の導出やその提供等を学修と認め、これを科目化（4 単位）することとした。併せて、履修者の学修時間を担保するために、その目的を十分に達している選択科目については、修得すべき単位（6 単位）を減ずることとした。加えて、自らの教育実践を客観的に査定したりその成果について根拠をもって発信したりできるよう、その技術を習得させるための授業科目を新たに設けることとした。

2. プログラムの見直し（子ども支援力開発プログラムの発展的解消）

これまで本教職大学院の「子ども支援力開発プログラム」では、子ども支援力として、個々の児童生徒を査定

する力、成長の目標を設定する力、それを実現させるために有益な指導、支援、介入方法を選択し遂行する力、その成果を評価する力の獲得を目指してきた。この子ども支援力は、一人一人の児童生徒の個別の特徴や課題に応える教育を遂行する基礎となる力であり、学校を運営する力や授業など教育活動を行う力、特別支援力に係る力を実践において発揮するにあたり、当然備えなければならない共通の力だと言える。

子ども支援力は、限られた1プログラムにおける獲得目標ではなく、学校マネジメント力開発プログラム、授業力開発プログラム、そして特別支援教育力開発プログラムのそれぞれのプログラムにおいても扱い、獲得させるべきものと言える。それは、子ども支援力を備えた教職員の養成から、子ども支援力の視点と技術を備えた学校経営者・教員の養成への転換である。

そこで、履修の枠組みとしての子ども支援力開発プログラムを解消することとした。これにより、学校経営や授業力、特別支援等に係る各授業科目では、子ども支援力を基盤的な力量として獲得し、それを活かし一人一人の児童生徒に個別に最適化された実践を十分に考慮した指導を行うこととなる。これまで子ども支援力開発に係る授業科目としてきたものは、プログラム共通科目に位置づけることとした。また、これに沿うバランスのよい履修パターンを提示し、院生の学びをガイドすることとなる。そして実習科目においては、子ども支援力に係る高度な実践の指導力の基盤となる能力を獲得させるために、引き続き「子ども支援力開発実習」を設定することとした。

### (3) アドミッション・ポリシー（平成28年4月1日制定）

#### 1. 人材育成目的

教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）は、学校教育に関する「理論と実践の融合」の理想を掲げ、これからの学校教育をリードする専門的力量を備えた管理職及びミドルリーダー教員を養成するとともに、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員の養成を目的としています。

#### 2. 入学者に求める資質

##### (1) 学卒院生

##### ①知識・技能・理解

- (i) 総合的思考力を養うために幅広い視野と教養を身につけている人
- (ii) 学校教育及び子どもに関する基礎的な知識を身につけている人
- (iii) 取得する教員免許状に係る指導内容及び指導法に関する基礎的な知識を身につけている人
- (iv) 専攻する学問分野の専門的知識を身につけている人
- (v) 学習指導及び生活指導等のための基礎的な技能を身につけている人

##### ②思考力・判断力・表現力

- (i) 学校教育に関する総合的な基礎知識と実践的な体験を通して、学校教育について多面的かつ実践的に思考・判断する能力を身につけている人
- (ii) 専攻する学問分野の探究的な活動を通して、課題分析力、論理的思考力及びものごとを創造的にアプローチする能力を身につけている人
- (iii) ものごとを計画的に進め、その結果を整理して口頭や文章で的確に表現することができる人

##### ③関心・意欲

- (i) 学校教育の現状や課題に強い関心を持ち、学校教育の発展に貢献しようとする意欲を持っている人

##### ④主体性・協働性

- (i) 学校教育に対する強い使命感と責任を自覚し、常に学び続けようとする態度を身につけている人

##### (2) 現職院生

①知識・技能・理解

- (i) 総合的思考力を養うために幅広い視野と教養を身につけている人
- (ii) 学校教育及び子どもに関する実践的な知識を身につけている人
- (iii) 取得する教員免許状に係る指導内容及び指導法に関する実践的な知識を身につけている人
- (iv) 専攻する学問分野の専門的知識を身につけている人
- (v) 学習指導及び生活指導等のための実践的な技能を身につけている人

②思考力・判断力・表現力

- (i) 学校教育に関する総合的な知識と実践を通して、学校教育について多面的かつ実践的に思考・判断する能力を身につけている人
- (ii) 専攻する学問分野の探究的な活動を通して、課題分析力、論理的思考力及びものごとを創造的にアプローチする能力を身につけている人
- (iii) ものごとを計画的に進め、その結果を整理して口頭や文章で的確に表現することができる人

③関心・意欲

- (i) 学校教育現場が抱える諸問題とその解決に強い関心を有しており、将来的には管理職として学校運営のリーダーシップを発揮したり、ミドルリーダーとして学校の教育活動の中核的役割を果たそうとする強い意欲と資質を有する人

④主体性・協働性

- (i) 学校教育に対する強い使命感と責任を自覚し、常に学び続けようとする態度を身につけている人

3. 入学前に修得しておくことを期待する内容

大学院において専門的な教育実践研究に従事していくため、専門分野に関する基礎的な知識を修得していること。

4. 入学者選抜の基本方針

(1) 一般入試

筆記試験では、「知識・技能・理解」、「思考力・判断力・表現力」を評価し、口頭試問では、「思考力・判断力・表現力」、「関心・意欲」及び「主体性・協働性」を評価します。また、出願書類では、「知識・技能・理解」を評価します。

(2) 現職教員入試

口頭試問では、「知識・技能・理解」、「思考力・判断力・表現力」、「関心・意欲」及び「主体性・協働性」を評価します。また、出願書類では、「知識・技能・理解」、「主体性・協働性」を評価します。

IV 前回評価からの状況・経緯

本教職大学院は、令和元年度の前回評価から令和5年度まで、概ね順調な学生確保の下、プログラムとカリキュラム等の枠組みを維持し、その内容の充実を図ってきた。また、前回指摘事項等の改善を行ってきた。その結果、後述のとおり教職に係る良質な人材の輩出に関し順調に行うことができた。さらにこの実績を背景として、令和6年度には、学級経営に特化した授業科目名称を「学校経営・学級経営の実践と課題」に変更するなど、開設科目の改善と教育実践研究の充実を図ることとした。

V 教職大学院の強み、特長

本教職大学院の強みと特長を下に示す。

1. 県教育委員会との連携に基づく人材育成

岩手県教育委員会等からの強い要請に基づいたプログラムやカリキュラムを設定しており、教育委員会と大学との密接な連携関係を構築し、その関係の中で教職大学院教育を進めている。例えば岩手県教育委員会の明確な人材育成の方針の下、計画的な教員の育成を推し進めており、岩手県が定める「いわて県民計画（2019-2028）」と各期のアクションプランでは、本教職大学院の現職教員修了者数に係る数値目標が設定されている。

## 2. 高い資質能力を備えた学生の確保

岩手県内の6つの教育事務所と県立学校から推薦された候補者について厳正な審査の下で派遣教員が決定されており、これら優れた教員が現職院生として在籍している。また学卒院生もその多くが教員採用試験に合格し採用猶予制度を活用して在籍しており（令和元年度から5年度入学の学卒院生40名中30名）、その資質能力は高い。これにより、現職院生と学卒院生が相互に刺激し合い学修を重ねる質の高い学生集団が形成されている。

## 3. 学習成果を保証するカリキュラム上の工夫

月曜日から水曜日までが専攻共通科目と選択科目の授業日、木曜日が実習日、金曜日がリフレクション科目の授業日となっており、理論に係る学び、学校での実習、大学での省察を連動させる教育課程が編成され、理論と実践の融合が担保された仕組みを構築している。また、院生が自らの専門的力量を焦点的に高められるための履修をガイドする「学校マネジメント力開発プログラム」（現職院生のみ対象）、「授業力開発プログラム」、「子ども支援力開発プログラム」、「特別支援教育力開発プログラム」の4つのプログラムを設けている。なお、令和6年度からは、子ども支援力に係る力は全ての院生が獲得すべき共通の力であるとの認識から、これを除く3つのプログラムの体制に改めた。

## 4. 実習に係る教育の質及び量の保証

実習については、学校マネジメント力開発実習、授業力開発実習、子ども支援力開発実習、特別支援教育力開発実習の4つの実習を設定し、現職院生もこれが免除されることなく、実践に係る知見を修得させている。明確な目的、内容、場所、時期を、大学院が組織的・計画的に設定することで、実習が確実に履行されるようにし、教育の質と量を保証する体制を整えている。

## 5. 良質な学修を担保する環境の確保

現職院生については、岩手県教育委員会の命令に基づく大学院派遣であることから、岩手県教育委員会による授業料の負担がなされており、岩手大学教育学部の独自財源と合わせて、授業料負担・受験料負担の一切を免除している。なお、令和5年度からは、授業料の他、入学料及び検定料も含め、全ての費用を岩手県教育委員会が全学負担している。2年間に渡る現職院生の服務は、職務専念義務免除ではなく、勤務である。

## 6. 高水準の学習成果と成果の発出

岩手県教育研究発表会における研究成果の発表、教育委員会や連携協力校をはじめとする学校関係者の参加を得て行われる教育実践研究発表会の開催など、現職院生・学卒院生の研究成果を県内に広く普及させる機会を設けている。学習成果やそこで得られた知見を広く紹介するために、教育実践研究報告書抄録集を作成し、関係機関・学校に配布している。ほとんどの院生が、本教職大学院における研究成果を公表するための岩手大学大学院教育学研究科研究年報、学術団体が主催する大会・総会における発表、査読付きの学会誌等により、その成果を発出している。



VI 前回評価の指摘事項の対応状況

<p>(旧) 基準 3-1</p>	<p>指摘事項</p> <p>共通科目についても領域ごとに適切な科目が設定されている。ただし、学級経営の科目が設けられていない。実習等においてじっくりと考える機会は設けられており、必要な指導が行われているが、授業科目として設定することは今後検討いただきたい。</p>
<p>改善等の状況</p> <p>前回受審時においても次の各科目において学級経営を扱っており、学級経営に係る指導を行っていた状況にあった（「特別支援心理教育アセスメント」、「学校カウンセリングの理論と実際」、「生徒指導・教育相談の理論と実践」、「学習支援のための教育心理学」など）。また、実習科目においてもこれに係る課題を設け実施してきたところである。</p> <p>しかし、前回指摘を得て、この各科目における指導を一層確実にするために、令和2年度から「学校経営の実践と課題」の4時限において学級経営に特化した授業展開を行うよう改善した。この実績を踏まえて、令和6年度からその科目名称を「学校経営・学級経営の実践と課題」に変更した。併せて、令和5年度からリフレクション科目においても学級経営に特化したテーマを設けることとした。</p>	
<p>(旧) 基準 9-2</p>	<p>指摘事項</p> <p>学期ごとに学生を対象に授業アンケートを行い、その集計結果は、毎年9月に研究科教員全員参加で開催されるFD研修会に報告され、授業の工夫・改善に向けての意見交換が行われている。</p> <p>また、前期・後期各1回、授業公開と授業研究会を開催したり、年2回、前期・後期の終盤または終了後に、教育学研究科教員と学生の懇談会を実施したりしており、組織的・計画的に教育内容・教育方法等を改善する体制が整えられている。(略)</p> <p>今後は、上記のFD活動に事務職員等も参加するなどして、FD・SD活動がさらに充実していくことが期待される。</p>
<p>改善等の状況</p> <p>前回受審時の指摘を受け、令和元年度研修会から、事務職員参加で組織力向上に繋がるテーマを設定し、その参加を得る中で「教育学研究科FD研修会」を実施するように改善した。その実際を名称に反映させ令和2年度からは、それまでの「教育学研究科FD推進委員会」を「教育学研究科FD等推進委員会」に変更した。併せて事務長を委員会構成員に加えることとした。さらに、令和5年度からはこれを「教育学研究科FD・SD推進委員会」に改正した。</p>	

Ⅶ 基準ごとの自己評価

**基準領域 1 学生の受入れ**

**基準 1-1**

○ アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

**観点 1-1-1-1** どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学大学院教育学研究科教職実践専攻が教職大学院にあたり、その定員は1学年16名である。

本教職大学院では、入学者受入方針である「岩手大学大学院教育学研究科(専門職学位課程)アドミッション・ポリシー」で求める入学者の受け入れを実現するため、学部卒業生を対象とする「一般入試」(募集人員8名)、現に教職にある者又は教育関係機関の職員であって、原則として出願時に中堅教員資質向上研修(教育公務員特例法第24条)又はこれと同等の研修を修了した者で、岩手県教育委員会から派遣予定のものを対象とする「現職教員入試」(募集人員8名)の2つの選抜区分を設けて選抜を実施している〔資料1〕。

本専攻には、履修上のガイドとなるプログラムとして、「学校マネジメント力開発」、「授業力開発」、「子ども支援力開発」、「特別支援教育力開発」の4つを設けている。プログラムは、修了要件を規定するもので、学生募集上の区分や入学後の所属ではない。この4つのプログラムで養成する人材像を表1-1-1-1-1に示した。これは、「教員の養成の目標及び目標達成のための計画」〔資料2〕に基づくものである。学校管理職の養成に係るプログラムは「学校マネジメント力開発プログラム」がこれにあたり、特別支援教育教員の養成は「特別支援教育力開発プログラム」がこれにあたる。なお、令和6年度からは、子ども支援力に係る力は全ての院生が獲得すべき共通の力であるとの認識から、これを除く3つのプログラムの体制に改めた〔資料3〕。

表 1-1-1-1 「各プログラムで育成する人材像」(出典：令和5年度岩手大学大学院教育学研究科教職実践選考〔教職大学院〕(専門職学位課程)学生募集要項 p.17)

<p>(1) 学校マネジメント力開発プログラム(現職院生のみ対象)</p> <p>学校経営と組織マネジメントに関する高度な専門的力量的修得をめざし、特色ある学校づくりをリードする人材を育成します。</p>
<p>(2) 授業力開発プログラム</p> <p>教科等の指導を通して、子どもたちの確かな学力形成を保証し、同時に地域における教科等の研修リーダーとしての役割を果たすことができる高度な専門的力量的を備えた人材を育成します。</p>
<p>(3) 子ども支援力開発プログラム</p> <p>いじめや不登校など、子どもたちの生活上・発達上の諸課題を的確に把握し、適切な支援ができる高度な専門的力量的を備えた人材を育成します。</p>
<p>(4) 特別支援教育力開発プログラム</p> <p>特別支援学校及び特別支援学級、通常学校における特別支援教育を推進し、地域における特別支援教育の理論的実践的リーダーとしての役割を果たすことのできる高度な専門的力量的を備えた人材を育成します。</p>

《必要な資料・データ等》

〔資料1〕 令和6年度岩手大学大学院教育学研究科教職実践専攻〔教職大学院〕(専門職学位課程)学生募集要項

〔資料2〕 教員の養成の目標及び目標達成のための計画

〔資料3〕 カリキュラム改変の趣旨（令和5年12月19日教育学研究科教授会申し合わせ）

**観点1-1-2** どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

〔観点到係る取組・改善等の状況〕

「一般入試」では筆記試験、口頭試問、学修・研究の構想レポートと成績証明書による書類審査の総合判定をする。「現職教員入試」では口頭試問、学修・研究の構想レポートと教育活動・実践履歴書による書類審査の総合判定で選抜する。各選抜区分における配点及び合格基準は「教育学研究科入学者選抜における選考方針」〔資料4〕で定めている。これらにより、学修履歴や実務経験等を的確に判断できる入学者選抜方法及び審査基準が定められ機能している。

入学者の選抜に関しては、教育学研究科運営委員会規則〔資料5〕に基づき、教育学研究科運営委員会が統括している。教育学研究科運営委員会では、「教育学研究科入学者選抜における選考方針」、「教育学研究科入学者選抜試験体制フロー」〔資料6〕、「岩手大学大学院教育学研究科〔教職大学院〕（専門職学位課程）入学者選抜試験実施体制」〔資料7〕を作成し、教育学研究科教授会の承認を得た上で、教育学研究科長を実施責任者として試験を実施している。

作題に関しては、教育学研究科運営委員会で「教育学研究科入学者選抜試験の作題方針と問題構成」〔資料8〕を作成し、筆記試験及び口頭試問に関する作題方針、問題構成、配点、内容・観点、作題体制の各事項を規定している。そこで規定した作題体制に基づき、筆記試験及び口頭試問の問題構成ごとに複数の教育学研究科運営委員からなるワーキンググループを設置し、問題及び口頭試問で使用する評価票を作成、教育学研究科運営委員会により審議、決定している。

採点に関しては、筆記試験、口頭試問、書類審査のそれぞれに複数の担当者を配置し、それぞれ一定の基準に従い独立して採点し、判定の際にこれらを総合して利用することで、採点等における公平性を担保している。

合格者の判定は、「教育学研究科入学者選抜における選考方針」に基づき教育学研究科運営委員会が作成した「岩手大学大学院教育学研究科（専門職学位課程）入学者選考資料」を原案とし、教育学研究科教授会の審議を経て、学長が決定している。

入学者選抜に関する事項は、「学生募集要項」〔前掲資料1〕や岩手大学教職大学院パンフレット〔資料9〕や岩手大学ウェブサイト〔資料10〕等で適宜公開し周知を図っている。これにより平等性を担保している。

選抜区分に応じた選抜方法及び配点については「学生募集要項」に掲載し周知を図っている。また、各志願者の筆記試験、口頭試問及び出願書類審査の成績については、その請求者に対し試験実施の翌年度5月の1か月間、閲覧により開示しており、その旨を「学生募集要項」に掲載することで周知を図っている。周知の範囲は、学内では教育学部並びに他の3学部（理工学部、人文社会科学部、農学部）、学外では県内の私立大学、県外の国公立並びに私立大学（北海道、東北地方）としている。これらにより開放性を担保している。

《必要な資料・データ等》

〔資料4〕 教育学研究科入学者選抜における選考方針

〔資料5〕 岩手大学大学院教育学研究科運営委員会規則

〔資料6〕 教育学研究科入学者選抜試験体制フロー

〔資料7〕 岩手大学大学院教育学研究科〔教職大学院〕（専門職学位課程）入学者選抜試験実施体制

〔資料8〕 教育学研究科入学者選抜試験の作題方針と問題構成

〔前掲資料1〕 令和6年度岩手大学大学院教育学研究科教職実践専攻〔教職大学院〕（専門職学位課程）学生募集要項

〔資料 9〕 岩手大学教職大学院パンフレット (R5. 5. 31 発行)

〔資料 10〕 岩手大学ウェブサイト (入試情報) 抜粋

**観点 1-1-3** 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本教職大学院では、「入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー)」の下に規定された「教育学研究科入学者選抜における選考方針」〔前掲資料 4〕において、実入学者数が定員の 1.1 倍程度とすることを定めている。

入学定員は 16 名 (現職院生 8 名、学卒院生 8 名) である。これに対する志願者数、実入学者数及び入学定員充足率を表 1-1-3-1 に示した。ここに示したとおり実入学者数は入学定員と比較して適正である。なお、「現職教員入試」の志願者の入学定員に対する比率はいずれの入試においても 1.0 倍であった。「一般入試」では、令和 4 年度と令和 6 年度の入学者を除き入学定員以上であり、期間を通じた定員充足率は 96% であった。

表 1-1-3-1 志願者、実入学者、定員充足率 (出典：各年度入学者選考時及び各年度第 1 回の研究科教授会記録に基づき作成)

	令和元年度 の入学生 (第 4 期生)	令和 2 年度 の入学生 (第 5 期生)	令和 3 年度 の入学生 (第 6 期生)	令和 4 年度 の入学生 (第 7 期生)	令和 5 年度 の入学生 (第 8 期生)	令和 6 年度の 入学生 (第 9 期生)
現職教員志願者(人)	8	8	8	8	8	8
実入学者(人)	8	8	8	8	8	8
定員充足率(%)	100	100	100	100	100	100
一般入試志願者(人)	16	14	13	6	14	16
実入学者(人)	10	8	9	5	8	6
定員充足率(%)	125	100	113	63	100	75

「一般入試」に関する学生募集については、学内及び学外での説明会を複数回行っている。ここでは、「学生募集要項」〔前掲資料 1〕や岩手大学教職大学院パンフレット〔前掲資料 9〕を配布し説明を行っている。学生を確保するため、広報部会担当教員が窓口となり、受験を検討している方の個別相談に応じる取組を実施している。また、近隣の私立大学で説明会を開催したり、北海道及び東北地方の大学にポスターを配布したりしている。加えて、教育学研究科 F・D・S・D 研修会の一環として実施する「授業公開」を学部生にも公開するなど志願者確保に努めている。学生募集に係る事業は、教育学研究科運営委員会内に置く広報部会における業務として位置づけ、広報計画を定め、組織的かつ恒常的に展開している。〔資料 104〕

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 4〕 教育学研究科入学者選抜における選考方針

〔前掲資料 1〕 令和 6 年度岩手大学大学院教育学研究科教職実践専攻 [教職大学院] (専門職学位課程) 学生募集要項

〔前掲資料 9〕 岩手大学教職大学院パンフレット (R5. 5. 31 発行)

〔資料 104〕 広報部会業務報告 (R5.12.5 研究科運営委員会資料)

(基準の達成状況についての自己評価: A)

学生受け入れの公平性及び平等性については「入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)」、「教育学研究科入学者選抜における選考方針」他各要領等を定め、これに基づく体制を整え、機能させることでこれを確保している。開放性については各事項の適切な公開と開示により確保している。学生募集に係る説明会に加えて、教育学研究科FD・SD研修会の一環として実施する「授業公開」を学部生にも公開するなどの取組により、志願者を十分に確保することで入学定員を満たすと共に、適切な教育環境を確保できる充足率の範囲にある。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

## 基準領域 2 教育の課程と方法

### 基準 2-1

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

**観点 2-1-1** 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

「Ⅱ 教職大学院の目的」に示した「岩手大学大学院教育学研究科規則」第2条は、教職大学院の目的を、岩手県をはじめとする地域の学校教育全体の活性化に貢献するため、「学校教育に関する「理論と実践の融合」の理想を掲げ、これからの学校教育をリードする専門的力量を備えた管理職及びミドルリーダー教員を養成するとともに、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員を養成すること」と規定する。この理念・目的を実現するために「教員の養成の目標及び目標達成のための計画」〔前掲資料2〕を定め、「4つの専門的力量」を兼備した教員の養成を重視する。以上をふまえ、カリキュラム・ポリシーに従い、本教職大学院の教育課程を専攻共通科目、4つのプログラムから成る選択科目、実習科目、リフレクション科目から構成した〔資料11〕。この構成するにあたり重点は2つあり、1つ目は、「4つの専門的力量」の育成である。「4つの専門的力量」とは以下の通りである。

- ・「学校改革力」：学校の課題を的確に把握し、学校を改善・改革するための専門的力量
- ・「学習指導力」：確かな学力形成を可能にする授業実践のための専門的力量
- ・「子ども支援力」：的確な子ども理解と、適切な子ども支援を行うための専門的力量
- ・「特別支援教育力」：特別支援教育に関する専門的力量

重点の2つ目は、「4つの専門的力量」を育成した上で、「4つのプログラム」の導入による「4つの専門的力量」の高度化を目指すことである。院生のライフステージや目指す教師像に応じて、「4つの専門的力量」のいずれかを深化させ、より専門性を高度化させることができるよう、本教職大学院は「学校マネジメント力開発プログラム」、「授業力開発プログラム」、「子ども支援力開発プログラム」、「特別支援教育力開発プログラム」の「4つのプログラム」を導入している。入学後の院生は、いずれかのプログラムを選択する。なお、「学校マネジメント力開発プログラム」は現職院生が対象であり、「授業力開発プログラム」、「子ども支援力開発プログラム」、「特別支援教育力開発プログラム」は学卒院生と現職院生が対象である。

以上をふまえ、教育課程の特徴を整理しておきたい。2つの重点項目を実現するため、専攻共通科目は、「4つの専門的力量」の育成に力点を置き、選択科目は、「4つの専門的力量」の高度化に力点を置く。とりわけ選択科目は4プログラム35科目を開設し、「4つの専門的力量」の高度化に寄与するとともに、多様な学修背景をもつ院生のニーズに応える役割を果たしている。また、実習科目を通して学校現場で培った経験知をリフレクション科目において省察することで、自身の実践を意味づけるとともに実践の改善をはかることが可能となる。すなわち、院生は専攻共通科目、選択科目、実習科目、リフレクション科目を通して、「理論の獲得→課題の設定→仮説の構築→教育実践→省察に基づく改善」という体系的な探究プロセスをもって学修し、本教職大学院が目指す「理論と実践の融合」を図る。その集大成として位置づけられるのがリフレクション科目の一部として課される教育実践研究である。院生は、教育実践研究報告書の作成を通して、探究プロセスの成果を言語化する。

なお、「Ⅲ 教職大学院の3つのポリシー【改定の概要】」で詳述したが、令和6年度からは、「子ども支援力開発プログラムの発展的解消」「教育実践研究科目の新設」により、子ども支援力を基盤的な力量として獲得することや、教育実践研究の取組の充実という学修ニーズへの対応に努めている。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 2〕 教員の養成の目標及び目標達成のための計画

〔資料 11〕 「教育学研究科の修了要件単位数について」（「大学院学生便覧（教育学研究科）令和 5 年度（2023 年度）」 pp. 16-18）

**観点 2-1-2** 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等を関連させ、体系的な教育課程編成を図るために、どのような工夫をしているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

観点 2-1-1 で述べた通り、カリキュラム・ポリシーに合致するよう専攻共通科目、選択科目、実習科目、リフレクション科目という科目区分を設け、「理論と実践の融合」を目指した教育課程を体系的に編成している。修了要件単位数は下記の通りであり、全プログラム共通である。

表 2-1-2-1 修了要件単位数(全プログラム共通)(出典:大学院学生便覧(教育学研究科)令和5年度(2023)に基づき作成)

専攻共通科目 (必修)	選択科目			実習科目 (必修)	リフレクション科目 (必修)	合 計
	プログラム別 必修	プログラム別 選択	科目選択			
20 単位	4 単位	4 単位	6 単位	10 単位	4 単位	48 単位

専攻共通科目は、専門職大学院設置基準に示された 5 つの領域について、下表 2-1-2-2 のとおり 10 科目を開講している。観点 2-1-1 で述べたように、専攻共通科目は「4 つの専門的力量」の基礎を形成することを目指すため、10 科目(20 単位)すべてを必修とし、現代的な教育課題と関連する理論・実践的なアプローチを包括的に学ぶ。特筆すべきは、特別支援教育に関する授業科目として「通常学級における特別支援教育の実践と課題」を「生徒指導、教育相談に関する領域」に入れたことである。本授業科目を通して、近年注目される重要な教育課題である発達障害等のある児童生徒に対する援助を行う力量を高めることを目指す。

表 2-1-2-2 5 領域に対応する科目一覧

	5 領域	対応する科目
専攻 共通 科目	教育課程の編成・実施に関する領域	「特色あるカリキュラムづくりの理論と実際」、「学習指導要領とカリキュラムの開発」
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	「学力の向上と学習意欲」、「ICT 活用教育の実践と課題」
	生徒指導、教育相談に関する領域	「学校カウンセリングの理論と実践」、「通常学級における特別支援教育の実践と課題」、「心理教育的援助サービスの理論と実践」
	学級経営、学校経営に関する領域	「学校経営の実践と課題」
	学校教育と教員の在り方に関する領域	「岩手の教育課題」、「専門職としての教員の在り方とその力量形成」

選択科目は専攻共通科目を発展させ、「4 つの専門的力量」の高度化をはかるため、より専門性の高い理論と実践を学ぶ。選択科目は、「4 つの専門的力量」に対応させるため、「4 つのプログラム」（「学校マネジメント力開発プログラム」、「授業力開発プログラム」、「子ども支援力開発プログラム」、「特別支援教育力開発プログラム」）を設け、35 の授業科目を開講する〔前掲資料 11〕。院生は自らの教職経験や学修ニーズに基づいてプログラムを

選択し、そのプログラムにおける必修科目を4単位、選択科目を4単位取得することが定められている（前掲表2-1-2-1）。また、自らが選択したプログラム以外の科目群からも授業科目を履修することで、「4つの専門的力量」を高めることが可能となる。

実習科目(10単位)は、専攻共通科目と選択科目で獲得した理論知を学校現場や教育行政機関等において実践・応用する科目として位置づけている。観点2-3-1で詳述するように、実習科目は学卒院生と現職院生ともに必修科目であり、「4つの専門的力量」を包括的に向上させることをねらいとする。

教育実践研究を包摂するリフレクション科目は、実習科目で得た実践知と専攻共通科目と選択科目で獲得した理論知を融合させ、教育課題の解決に資するための問題解決能力を育成することを目的とする。こうした探究プロセスを重ねることで「理論と実践の融合」をはかることが可能となる。そして、その集大成とするのがリフレクション科目の一部として課してきた「教育実践研究報告書」である。院生は、教育実践研究報告書の作成を通して、探究プロセスの成果を言語化する〔資料12〕。さらに、プログラム別の「履修モデル」〔資料13〕を院生に提示することで、教育課程が適切に実施されるよう工夫している。

教育課程の実施上の改善点を検討するために、毎年度の前後期の学期末、全授業科目を対象に「授業アンケート」を実施している。アンケート結果は、教育学研究科教授会において報告され、教育課程の編成を検討する素材として活用している〔資料14〕。さらに、授業科目間を関連づけ、体系づける機会として、毎年度2回開催される「授業公開・授業研究会」がある。また、専門職大学院設置基準の教育課程連携協議会に係る規定に基づき、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するための組織として「岩手大学教育学部・教職大学院地域連携協議会」を設置し、教育課程について意見交換を行っている。

なお前述の通り、より実践的力量を備えた教員を養成するためカリキュラム改変を令和6年4月に実施した。カリキュラムの改変に伴い、「4つの専門的力量」については「子ども支援力」を全ての院生が共通に備える基盤的力量に位置づけることとし、その上に、他の「3つの専門的力量」(学校改革力、学習指導力、特別支援教育力)のいずれかを深化させ専門性を高度化させることとした。また「授業科目一覧」〔資料15〕のとおり、専攻共通科目の「学校経営の実践と課題」を授業実態に合わせて「学校経営・学級経営の実践と課題」に改称する等の見直しを行った。併せて表2-1-2-3の通り、教育実践研究をリフレクション科目から独立させ、自らの教育実践上の資質能力の獲得と向上の背景となる知見の導出やその提供等を学修と認め、これを単位化し教育実践研究科目として教育課程に位置づけた。なお、専門職大学院設置基準に示された5つの領域については、下表2-1-2-4のとおりである。指導に際しては、責任体制を明確化し研究者教員と実務家教員が互いに連携を図りながらきめ細やかな指導を行い、院生の学修の充実につながるよう努めている。

表2-1-2-3 令和6年度以降の修了要件単位数(出典:大学院学生便覧(教育学研究科)令和6年度(2024)に基づき作成)

	専攻共通 科目	選択科目		実習科目	リフレクション 科目	教育実践 研究科目	合 計
		プログラム別選択					
必修	20 単位	4 単位		10 単位	4 単位	4 単位	46 単位
選択		4 単位					



表 2-1-2-4 令和 6 年度以降の 5 領域に対応する科目一覧

	5 領域	対応する科目
専攻共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	「特色あるカリキュラムづくりの理論と実際」、「学習指導要領とカリキュラムの開発」
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	「授業づくりの理論と実践」、「教科の指導と評価の実践研究」「ICT 活用教育の実践と課題」
	生徒指導、教育相談に関する領域	「通常学級における特別支援教育の実践と課題」、「心理教育的援助サービスの理論と実践」
	学級経営、学校経営に関する領域	「学校経営・学級経営の実践と課題」
	学校教育と教員の在り方に関する領域	「いわての復興教育の実践と課題」、「専門職としての教員の在り方とその力量形成」

《必要な資料・データ等》

- [前掲資料 11] 「教育学研究科の修了要件単位数について」（「大学院学生便覧（教育学研究科）令和 5 年度（2023 年度）」 pp. 16-18）
- [資料 12] 教育実践研究報告書（2022 年度修了生、2023 年度修了生）
- [資料 13] 「履修モデル」（「令和 5 年度（2023）岩手大学大学院教育学研究科オリエンテーション【第 1 日】」資料）
- [資料 14] 「令和 5 年度前期 教職大学院授業アンケート結果」（令和 5 年度第 7 回教育学研究科教授会資料）
- [資料 15] 「授業科目一覧」（「大学院学生便覧（教育学研究科）令和 6 年度（2024 年度）」 pp. 18-19）

**観点 2-1-3** 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門といった特定の学問領域に専門特化しないためにどのような方策をとっているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

開講科目一覧は、[前掲資料 15] の通りである。教育課程編成上、特定の学問領域に専門特化させないため、下記の 3 つの方策を講じている。

第一に、「専攻共通科目」と「選択科目」の構成における工夫である。観点 2-1-2 に示した通り、専攻共通科目に教育学と心理学に基づく科目に加え、教科教育の基盤となる教材研究や教育課程編成に関する科目、特別支援教育に関する科目、ICT 教育に関する科目をバランスよく開設している。多くの選択科目を開講する「授業力開発プログラム」に関して、主要 5 教科のみならず、生活科、技能教科、「特別の教科 道徳」、「総合的な学習の時間」に関する科目をバランスよく開設した。このように特定の教科・領域に専門特化しないよう教育課程を編成した。各授業科目においても教材研究やカリキュラム開発、現代的な教育課題における教科教育の意義など、すべての学習指導に共通する課題を追究できるような内容構成となっている。例えば、「理科教育の実践と課題」は、ICT を活用した教材開発の可能性を取り扱ったうえで、院生に学習指導案や年間指導計画を検討させることで、他教科・領域を捉える視点を院生に提示している [基礎データ 4 - pp. 29-30 参照]。

第二に、「実習科目」における工夫である。観点 2-3-1 で詳述するように、実習科目は学卒院生と現職院生ともに必修科目であり、学校経営、学習指導、子ども支援、特別支援教育に関する包括的な実習を行っている。すなわち、実習科目は、教育学や心理学、教科教育のいずれかに特化せず、「4 つの専門的力量」を総合的に高められるような内容構成にしている。

第三に、修了要件と履修指導における工夫である。院生が履修したプログラム以外の科目群からも授業科目を

履修することで、特定の学問領域に専門特化した学修にならないようにしている。前出の表 2-1-2-1 の通り、院生は「4つの専門的力量」をバランスよく向上させるため、自己のプログラム以外の科目も履修することが可能である。院生の履修機会を保障するため、時間割を編成する際、同一プログラムの授業科目の開講曜日・時限が重複しないよう留意している〔資料 16〕。また、院生には「履修モデル」を示し（前掲資料 13）、特定の学問領域に偏らないよう指導している。「科目別履修登録状況」においても、特定の学問分野に履修が偏る傾向はみられない。〔資料 17〕。

また先述の通り、より実践的力を備えた教員を養成するため「カリキュラム改変」を令和 6 年 4 月に実施した。カリキュラムの改変に伴い、「開設科目の精選」がはかられた〔前掲資料 3〕。「子ども支援力開発プログラム」を「発展的解消」し、同プログラム科目は「プログラム共通科目」に再分類した。併せて「プログラム共通科目」には「教育のデータリテラシー」を新たに開設し、特定の学問分野を超え、教育や研究の基盤となる批判的思考力の育成を目指す。さらに、前出の表 2-1-2-3 に示した通り、選択科目はプログラム別選択と選択科目の構成とし、院生が学びたい科目を学びたい時期に計画的に履修できるよう内容や実施時期の見直しを図った。併せて、履修時期の制限を撤廃し選択の自由度を上げた教育課程編成にしている。以上より、カリキュラム改変後も特定の学問領域に専門特化しない教育課程を編成している。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 15〕 「授業科目一覧」（「大学院学生便覧（教育学研究科）令和 6 年度（2024 年度）」 pp. 18-19）

〔資料 16〕 令和 5 年度岩手大学大学院教育学研究科教職実践専攻＜教職大学院＞時間割

〔前掲資料 13〕 「履修モデル」（「令和 5 年度（2023）岩手大学大学院教育学研究科オリエンテーション【第 1 日】」資料）

〔資料 17〕 科目別履修登録状況（2023 年度）

〔前掲資料 3〕 カリキュラム改変の趣旨（令和 5 年 12 月 19 日教育学研究科教授会申し合わせ）

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

「岩手大学大学院教育学研究科規則」第 2 条の理念・目的のもと、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。教育課程において院生は、専攻共通科目と選択科目から修得した学問知と、実習科目で獲得した経験知をリフレクション科目において省察している。そのうえで、教育実践研究報告書の作成を通して、探究プロセスの成果を言語化することにより「理論と実践の融合」を図っている。また、教育課程の実施上の改善点を検討するため、授業アンケート等を行っている。加えて、特定の学問領域に専門特化しないための適切な手立ても講じている。

以上より、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していることから本基準を十分に達成していると判断する。

## 基準 2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

**観点 2-2-1** 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態とするために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

〔観点到る取組・改善等の状況〕

「岩手大学大学院教育学研究科規則」第 2 条には、「研究科は、学校教育に関する「理論と実践の融合」の理想

を掲げ、これからの学校教育をリードする専門的力量を備えた管理職及びミドルリーダー教員を養成するとともに、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員を養成すること」とある。この目的を踏まえ、本教職大学院では、「理論と実践の融合」を目指した授業内容、授業方法・形態を設定するとともに、これらを可能にする指導体制を整えている。

各授業科目の指導体制として、学修すべき内容の理論的背景や関連性などの理論面については研究者教員が担当し、学校現場における実際の活用場面を想定した学修については実務家教員が担当するというように、チーム・ティーチングを採用する。チーム・ティーチングによる授業では、教員相互の役割を明確にした上で授業を行うなど、授業の中で理論と実践の融合が可能になるようにしており、教育効果を十分得られるように授業方法・形態を整備している。

授業方法・形態は、「理論と実践の融合」を目指し、院生が主体的・協働的に授業に取り組み、実践的指導力を向上できるように工夫している。例えば、「教育実践リフレクションⅢ」において、ペアやグループによるケーススタディやディスカッション等の演習、授業支援アプリの活用（情報共有、共同編集、思考ツール、発表等）による協働学習、附属校や近隣の学校での授業参観及び授業体験、学校公開参加やゲストティーチャーによる講話等を積極的に授業に組み込んだり、連携協力校での実習のあとにリフレクションを行ったりして、院生が主体的・協働的に課題解決を図る授業方法・形態となっている〔基礎データ 4—pp. 53-55 参照〕。

岩手大学では授業時間に授業外学習を加えた「学修」によって授業科目の単位が決められている〔資料 18〕ことから、院生は授業時間に授業外学習（予習・復習等）を加えた「学修」を行っている。「1単位の授業科目が45時間の学修を必要とする内容となる授業時間の設定」についての工夫として、例えば、「学校カウンセリングの技法」では、児童生徒の学習面、心理・社会面、進路面等の諸問題に対応するうえで有効なカウンセリングの技法を取り扱う〔基礎データ 4—pp. 95-97 参照〕。カウンセリングの技法は実事例の録画と逐語録に依拠して学ぶ必要があるため、院生は予習段階で逐語録の書き起こしが求められる。また、「いわての復興教育の実践と課題」では、復興教育の成果と課題を明らかにしたうえで、課題の解決をはかるための最終成果物を創作する〔基礎データ 4—pp. 8-10 参照〕。最終成果物の作成にあたり、院生は予習として、「いわての復興教育」に関する実態調査を行う必要がある。なお、令和4年度は最終成果物として作成に取り組んだ「語り・継ぎトランプ」を無償公開するとともに、トランプを活用した出前授業を実施した（資料 19）。「学習指導要領とカリキュラム開発」では、教育課程・教育方法の原理を学んだうえで、岩手町を対象とした「いわてまち学」を中心とする小中高一貫カリキュラムの開発を行った〔基礎データ 4—pp. 62-63 参照〕。開発したカリキュラムは中間発表会と最終発表会を経て改善を重ねた。改善したカリキュラムについては、「岩手町「いわてまち学」を中心とする小中高一貫カリキュラムの開発」という題目で「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」第8号に掲載された〔資料 20〕。論文化は本授業科目の復習に位置付けられる。これを通じて院生は、本教職大学院が目指す「理論と実践の融合」の意義を理解したものと考えられる。他の授業科目においても授業内容や授業方法、予習及び復習の質や量に鑑み、院生が効果的に学修できるよう十分に考慮した上で、適切に授業時間を設定している。

#### 《必要な資料・データ等》

〔資料 18〕 「授業科目の単位」（「大学院学生便覧（教育学研究科）令和5年度（2023年度）」 pp. 1-2）

〔資料 19〕 岩手大学教職大学院 語り継ぎプロジェクトウェブサイト抜粋

〔資料 20〕 田代高章ほか「岩手町「いわてまち学」を中心とする小中高一貫カリキュラムの開発」（「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」第8号、2023年）

**観点 2-2-2** 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っている

か。

[観点に係る取組・改善等の状況]

カリキュラム・ポリシーに掲げるように、本教職大学院は「学校全体への総合的な理解を有し、自らの専門の教科や学校種を超えた俯瞰的な視点から包括的な指導力を発揮できる教員の育成」を目的として、学校マネジメントやカリキュラムづくり、学力向上や ICT 活用教育への対応、学級経営を含む教育相談や特別支援教育などの科目を設定している。具体的な授業科目の配置は「令和 5 年度岩手大学大学院教育学研究科教職実践専攻＜教職大学院＞時間割」〔前掲資料 16〕の通りである。上述の目的に照らし、各授業科目は教育の現代的課題や学校現場が抱える課題を取り上げ、事例研究や模擬授業、授業観察・分析、ロールプレイングなどの学校の実態に適した、あるいは学校の課題の解決に資するような教育方法を積極的に取り入れている。

例えば、「学習支援のための教育心理学」では、授業場面において「わからない」という反応をしたり、「やる気が出ない」という児童生徒への対応策を考えるための取組として、授業場面の発話記録や観察記録をグループで分析したりすることで、院生に児童生徒の自発的な「援助要請」と聴く行為の重要性に気づかせている〔基礎データ 4 - pp. 38-40 参照〕。また、この授業では「援助要請」を可能にする学級をどのように作ればよいのかを院生に考えさせ、協議を重ねることで現場の抱える問題に理論的に迫ろうとしている。

「通常学級における特別支援教育における実践と課題」では、児童生徒の発達障害や不適応の様相に関する知見を学んだうえで、学校現場における課題場面や事例と対照させながら、現状の理解や課題解決の方途を検討している。そのうえで、履修者各自が持ち寄った事例をもとに個別の指導計画を自らが作成し、かつ、同僚教員が作成することを支援する演習を行っている〔基礎データ 4 - pp. 69-70 参照〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 16〕 令和 5 年度岩手大学大学院教育学研究科教職実践専攻＜教職大学院＞時間割

**観点 2-2-3** 学生の学修履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

「V 教職大学院の強み、特長」の「5. 良質な学修を担保する環境の確保」で述べた通り、現職院生の授業料は県費負担であり、就学期間は勤務扱いとされる。それゆえ、本教職大学院は全日制課程の単一課程であり、学卒院生と現職院生の共修を原則とする。ただし、「履修モデル」に示されるように、「学校マネジメント力開発プログラム」の科目は、プログラムの性質上、現職院生が履修の主体として想定される〔前掲資料 13〕。

授業科目によっては各回の授業目的に応じて、現職院生と学卒院生とに分けてグループによる演習を行うことがある。なぜなら、演習のテーマが同一であったとしても、現職院生と学卒院生は、異なる学修履歴や実務経験等を有するため、到達目標が異なる場合があるからである。ただし、別個の演習で完結するわけではなく、演習後にシェアリングの時間を設け、現職院生と学卒院生との着眼点や考え方の違いを理解し、その違いが生まれる背景や優れた点を互いに学び合えるよう留意している。例えば、「専門職としての教員の在り方とその力量形成」において、学卒院生班と現職院生班とに分かれて授業研究のワークショップを実施している〔基礎データ 4 - pp. 11-13 参照〕。各班の検討結果を発表会でシェアし、学問知に依拠した学卒院生の分析結果と経験知に裏付けされた現職院生の分析視点や考察を知り合うことで、互いの優れた分析眼を学び合えるよう配慮している。

また、リフレクション科目では、シラバス〔基礎データ 4 - pp. 50-55 参照〕〔基礎データ 4 - pp. 104-109 参照〕にあるように授業の目的に応じて全ての院生対象のリフレクション演習と、学卒院生と現職院生を分けてのリフレクション演習、プログラムごとのリフレクション演習を必要に応じて行い、教育実践に関する理論と実践の融

合の機会としている。演習の具体としては、学卒院生及び現職院生の学修履歴、実務経験等が異なることをふまえ、それぞれの到達目標を設定している。実習における実践的課題を講義で習得した理論を踏まえて分析し、課題の捉え直しを行っている。その後、カンファレンスを通して他者の意見を受け入れ、課題解決に向けて検討を重ねている。このプロセスを繰り返すことで有為な資質を持つ教員として自ら成長する力を獲得し、各実習における経験を高度な実践的力量的形成につなげることで理論知と実践知の融合を目指している。

なお先述の通り、より実践的力量的を備えた教員を養成するためカリキュラム改変を令和6年4月に実施した。子ども支援力開発プログラムの発展的解消や各開設科目の見直し、修了単位数の見直し等のカリキュラム改変後も共修の原則は維持する。また、学生の学修履歴、実務経験等への配慮の仕方も上述の通りであり、変更を伴わない。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 13〕 「履修モデル」(「令和5年度(2023)岩手大学大学院教育学研究科オリエンテーション【第1日】」資料)

**観点2-2-4** 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

令和2年の5月以降、岩手大学は新型コロナウイルス感染症対策として、LMS (Learning Management System) である WebClass とオンライン会議アプリ Webex Meetings を基盤とし、オンラインによる授業の環境を整備した〔資料 21〕。実施形態の具体は、資料配布型(資料を配布し、別に課題等が課される授業形態)、オンデマンド型(動画教材を任意のタイミングで視聴し、別に課題等が課される授業形態)、リアルタイム型(Webテレビ会議システムを使用した授業形態)である。導入当時の課題は、パソコンのスペックの問題やインターネットの環境等によりリアルタイム型の受講が難しい院生がいたことである。その対応策として、授業を可能な限り授業後も視聴できるようにオンデマンド型で実施し、院生にはパソコンを貸与することで、院生が安心して学修できるように配慮した。令和3年6月以降、岩手大学では対面での授業実施が可能になったことから、本教職大学院においては全面的な遠隔授業を実施していない。しかしながら、今後対面による授業が実施できない場合や、院生の希望があった場合、オンラインを活用した授業を実施できる体制は十分に整備されている。

現在、オンライン活用は各授業科目の工夫により実施されている。オンライン活用の具体として、授業支援アプリの活用(情報共有、共同編集、思考ツール、発表等)による協働学習を取り入れたり、外部講師が来学できないときは、オンライン会議アプリの活用により外部講師と院生との双方向で対応したりすることができるようにしている。例えば、リフレクション科目の一部として課してきた教育実践研究報告書の作成の過程で実施された研究指導の一環では、報告書の内容を画面共有して検討するため、Webex Meetings を用いて指導を実施することがあった〔基礎データ 4 - pp. 107-109 参照〕。

「令和5年度前期 教職大学院授業アンケート結果」において、院生より「授業で使った資料を配布してほしい」という要望があったことをうけ〔前掲資料 14〕、各授業科目は授業資料のデータを授業前あるいは授業後に WebClass に掲載するかたちで対応をはかった。

《必要な資料・データ等》

〔資料 21〕 岩手大学ウェブサイト(遠隔授業)抜粋

〔前掲資料 14〕 「令和5年度前期 教職大学院授業アンケート結果」(令和5年度第7回教育学研究科教授会資料)

(基準の達成状況についての自己評価： A )

「岩手大学大学院教育学研究科規則」第2条に掲げた理念と目的をもとに、「理論と実践の融合」を理想とし、学校現場への総合的な理解を有し、自身の専門の教科や学校種を超えた俯瞰的な視点から包括的な指導力を発揮できる教員の育成を意図した授業内容、授業方法・形態を整備し、それを可能にする指導体制を整えている。各授業科目は、学卒院生と現職院生の共修を原則としながら、院生の学修履歴、実務経験等に配慮しつつ、それらを生かした演習を取り入れ、学卒院生と現職院生が有する強みから互いに学び合えるように留意している。オンライン活用については、岩手大学が整備したWebClassやWebex Meetingsを基盤としながら、各授業科目の特性に応じた授業支援アプリの活用を図ることで、院生の要望や困難に対応している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

### 基準2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

**観点2-3-1** 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等を持たせるために、どのように取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の実習においては、学校マネジメント力開発プログラム、授業力開発プログラム、子ども支援力開発プログラムを履修する院生は、現職院生・学卒院生いずれにおいても、学校経営、学習指導、及び子ども理解に関する高度で実践的な指導力の育成を図ることを目的として、「①学校マネジメント力開発実習」、「②授業力開発実習」、「③子ども支援力開発実習」のすべての実習を行うこととしている。特別支援教育力開発プログラムを履修する院生も、他プログラム履修の院生と同様に①②③の実習を包括し、かつ、特別支援に関わる専門性等を考慮し、他のプログラム履修の院生の実習とは時期・内容を変えて、「④特別支援教育力開発実習」として実習を行うこととしている。

実習にあたっては、実習の基本的な枠組み(図2-3-1-1)をもとに各実習を実施し、各実習終了後に実習の成果と課題等を記した実習の記録〔資料22〕を提出することとしている。院生には実習の手引き〔資料23〕を配布し実習の意義と目的等を示している。

各実習の位置づけや基本的な考え方は次のとおりである。

学校マネジメント力開発プログラム、授業力開発プログラム、子ども支援力開発プログラムを履修する院生の実習は以下のように実施している。

1年次には週1日の実習を数週間にわたって実施する分散型の実習を中心に実施し、2年次には、1年次の実習を踏まえてより実践的な実習となるように数日間連続して行う集中型の実習を中心とした実習体系としている。

現職院生は、1年次では、連携協力校において、前期には授業力開発実習、後期には子ども支援力開発実習を週1日延べ10日間実施し、授業力及び子ども支援力改善の理解を図る。さらに、教育行政機関において、学校マネジメント力開発実習を5日間実施し、現在の教育の動向と教育施策への理解を図る。2年次では、連携協力校において、前後期に授業力開発実習及び子ども支援力開発実習を連続10日間ずつ、教育行政機関において、学校マネジメント力開発実習を延べ10日間実施し、1年次より実践的な実習を増やし、指導力・実践力の向上を図る実習体系としている。

学卒院生は、1年次では、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のすべての校種の連携協力校において、学級経営、学習指導、及び特別支援教育の要素を含んだ20日間の総合実習を実施し、初等中等教育全般にわたる教育の理解を図る。2年次には、前後期において授業力と子ども支援に特化した各10日間連続型の集中

実習、年度始め及び夏季休業明けに学校マネジメントに関わる実習を各5日間実施し、授業全般にわたる指導力・実践力の向上を図る実習体系としている。

特別支援教育力開発プログラムを履修する院生の特別支援教育力開発実習は次のとおり実施している。

現職院生及び学卒院生ともに、1年次には、①学校マネジメント開発実習、②授業力開発実習、2年次には③子ども支援力開発実習の内容を適宜組み込みながら、特別支援学校のみならず、幼稚園・小学校・中学校等の、特別支援教育の場における、特別支援教育の専門的な分野に関わる実習を行い、特別支援教育全般にわたる指導力・実践力の向上を図る実習体系としている。ただし、現職院生の①学校マネジメント開発実習については、これからの学校教育をリードする専門的力量を備えた管理職及びミドルリーダーを養成するという目的及び教育行政機関で実習を行うという実習先と実習期間等の事情に鑑み、他のプログラムの現職院生の実習（3単位）と同時に実習を行い、特別支援教育のみならず学校教育全般をリードする指導力・実践力の向上を図る実習体系としている。

また、他の科目との結びつきについては、「いわての復興教育の実践と課題」、「学校カウンセリングの理論と実践」等授業科目を通じて得た学びを「実習」を通じて深化させ、教育実践に生かすことができる体制としている。さらに、実習の内容に応じて、専門実習とリフレクション科目を連動させ、専門実習ごとの省察に加えてリフレクション科目でも研究者教員による専門的な見地からの指導を行い、実習の内容が深化する機会を設定している〔資料24〕。

令和6年度においては、カリキュラム改変により、4つの専門的力量の一つである「子ども支援力」を全ての院生が共通に備える基盤的力量に位置づけ、「子ども支援力開発プログラム」を発展的に解消したことで、学卒院生の履修プログラムを授業力開発プログラムと特別支援力開発プログラムの2プログラムに変更された。このことに合わせ、授業力開発プログラムを履修する学卒院生は、授業力開発実習及び子ども支援力開発実習の2つの実習を行う実習体系に変更して実習を実施することとした。

この実習体系の変更は、新人教員として求められる資質・能力の中でも授業力のより一層の向上・充実を意図するものであり、従来は学校マネジメント力開発実習の中で学んできた校務分掌や学級経営等学校組織の一員として学ぶ内容を含めて、教育方法や技術、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導等を盛り込んだ授業力開発実習及び子ども支援力開発実習の2つの実習、及び特別支援力開発実習をこの変更した実習体系において行うこととした。

なお、現職院生については、履修プログラムが学校マネジメント力開発プログラム、授業力開発プログラム及び特別支援力開発プログラムの3プログラムに変更となるが、いずれのプログラムにおいても実習科目に変更はなく、従前の体系を維持した実習を行うものである。

図 2-3-1-1 専門実習の基本的枠組み

1 学卒院生の場合

	前期						後期			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1 年次	授業					【総合実習】S1①②③ 学校マネジメント力開発実習 授業力開発実習 子ども支援力開発実習 (計80H) ※附属学校園・盛岡市立高校		【総合実習】S1①②③ 学校マネジメント力開発実習 授業力開発実習 子ども支援力開発実習 (計80H) ※附属学校園		
	子ども									
	特支援					S1T特別支援力開発実習(集中4W) ※附属特別支援学 S1T学校 S1T授業 マネジメント力開発 力の開発				
2 年次	授業	S2①学校マネジメント力 開発実習 (集中計40H) ※公立連携校		S2②③A授 業力開発・ 子ども支援 力開発実習 (計80H) ※公立連携 校			S2②③B授 業力・子ども 支援力開発 実習(集中) 計40h※公 立連携校	S2②③C授業力・子ども支 援力開発実習(集中) 計80h※公立連携校		
	子ども									
	特支援					S2T特別支援教育力開発実習Ⅰ(集中。6W) ※附属特別支援学校、一部公立連携校		S2T子ども支援力開発実習		

2 現職院生の場合

	前期						後期			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1 年次	マネ									
	授業	G1②授業力開発実習 (1日/W、計80H) ※公立連携校				G1①学校マネジ メント開発実習 (計40H) ※県教委及び総合 教育センター		G1③子ども支援力開発実習 (1日/W、計60H) ※附属学校		
	子ども									
特支援							G1T特 別支援教 育力Ⅱ (集中2 G1T授業力			
2 年次	マネ									
	授業	G2①A学校マネジ メント力開発実習 (計40H) ※県教委	G2②授業力開発実 習 (集中、計80H) ※公立連携校		G2①B学校マネジ メント開発実習(計 40H) ※教育事務所等			G2③子ども 支援力開発 実習 (1日/W、 計60H) ※附属学校		
	子ども									
特支援							G2T特別支援教育力開発実 習Ⅰ(集中、5W) ※附属特別支援学校、一部公 立連携校 G2T子ども支援力			

S:学卒(ストレートマスター) G:現職 ①マネジメント力 ②授業力 ③子ども支援力 T:特別支援  
1:1年次 2:2年次 A:前期 B:後期 総合実習う:学卒1年次に附属学校等で3プログラム統合して総合的に実施する専門実習



《必要な資料・データ等》

- 〔資料 22〕 実習の計画書・実施報告書
- 〔資料 23〕 2023 年度（令和 5 年度）専門実習手引き（訪問時資料）
- 〔資料 24〕 令和 5 年度後期リフレクション実施計画

**観点 2-3-2** 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校（実習校）等をどのように確保しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

連携協力校〔資料 25〕は、本教職大学院設立の際に、岩手大学と岩手県教育委員会及び盛岡市教育委員会との間で締結している連携協力協定に基づき決定され、今日に至っている。

連携協力校への院生の配属については、岩手県教育委員会及び盛岡市教育委員会と連携し、実習内容に合致した規模や性格、指導者の存在などを考慮して選定している。連携協力校には、岩手大学教育学部附属幼稚園、岩手大学教育学部附属小学校、岩手大学教育学部附属中学校、岩手大学教育学部附属特別支援学校、盛岡市立小学校 6 校、盛岡市立中学校 6 校、盛岡市立高等学校 1 校、岩手県立高等学校 2 校があり、実習のねらいを実現するのに十分な校種と数を確保している。

院生の配属に際しては、実習校としてすべての校種（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）を確保しているため、院生が希望した校種に応じて実習校を決定し、実習校が複数ある場合には、院生の研究テーマ、実習のねらい・内容や学校事情等を勘案しながら、実習校を決定する。また、可能な限り学卒院生と現職院生を組み合わせることで同一校に配属させ、現職院生が学卒院生のメンター的な存在としての機能も果たせるように配慮しながら、学卒院生と現職院生双方にとって学びと成長につながるよう配置している。

なお、令和 6 年度から実施のカリキュラム改変後も、連携協力校に関し変更が生じるものではない。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料 25〕 岩手大学教職大学院連携協力校一覧

**観点 2-3-3** 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省察の機会をどのように確保しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

実習の実施にあたっては、年度始めに専門実習の種別ごとに実習担当者を決め、連携協力校及び教育行政機関と連絡・調整を図りながら実習を企画し、実施している〔資料 26〕。

連携協力校での実習については、連携協力校ごとに大学院の実習担当者及び連携協力校の実習担当者を決め、指導体制を明確にしている〔資料 27〕。また、本教職大学院の実習担当者は、実習時だけでなく随時の連携協力校の訪問、連携協力校協議会や連携協力校校長との意見交換会等を通じて実習内容や方法について情報共有や指導事項について協議するなど連携体制を構築している。

巡回指導体制については、実習担当者を中心として専門実習期間を中心に巡回指導を実施している。専門実習の授業力開発実習においては、実務家教員が実習担当校の枠を超えて授業の参観やカンファレンスへ参加する体制をとっている。各専門実習期間中の巡回指導は、指導教員が担当院生に対しては複数回、担当外の院生についても可能な限り連携協力校を訪問することとしており、特に、研究授業や授業カンファレンスについては、複数の実務家教員と他の院生も参加する形態で実施し、深化を図っている〔資料 28〕。さらに、研究授業に際しては、研究者教員も実習校に出向いたり、オンラインで授業参観したりするなど専門的見地から指導を行う体制として

いる。また、教育行政機関等での実習については、実習担当者が各機関と密に連携を図るとともに、原則として複数の実習担当者が実習に随行し指導にあたる体制で臨んでいる。

実習内容に対する振り返りについては、専門実習の種別ごとに機会を設けることを基本としており、実習担当者と実習校で実習校教員を交えて実施したり、別日に教職大学院棟において、実習担当者と複数の実務家教員を交えて実施したりしている〔資料 29〕。また、実習の内容によっては、リフレクション科目で研究者教員を交えて実施し、理論的な見地から検討をしている〔前掲資料 24〕。

なお、令和 6 年度から実施のカリキュラム改変後も、巡回指導の体制及び省察の機会に関し変更が生じるものではない。

#### 《必要な資料・データ等》

- 〔資料 26〕 令和 5 年度に実施する専門実習担当者〔学卒現職別〕
- 〔資料 27〕 令和 5 年度院生の配属と専門実習担当者
- 〔資料 28〕 巡回体制および巡回指導頻度に係る院生実習巡回指導例
- 〔資料 29〕 令和 5 年度専門実習実施要項（省察実施例）
- 〔前掲資料 24〕 令和 5 年度後期リフレクション実施計画

**観点 2-3-4** 現職教員学生の実習は、現籍校あるいは現籍校以外での実習に限らず、実習の目的を達成するために、どのような手立てをとっているか。

#### 〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本教職大学院の現職院生は、在学中、学校に通常勤務することなく大学院での学びに集中できる体制がとられている。

実習については、原則として、配属校（現籍校）等で行い、学校における通常業務については必要に応じて対応できるようにしている。勤務地以外での教育行政機関等での実習については出張という形態で行っている。

現職院生の実習内容については、スクールリーダーとして総合的な力量の向上を目指した実習となるよう、所属プログラムに関わらず、「学校マネジメント力開発実習」、「授業力開発実習」、「子ども支援力開発実習」のすべての実習を実施している。

「学校マネジメント力開発実習」では、教育に関する総合的な知見を広げるため、岩手県教育委員会や岩手県総合教育センター等の教育行政機関で実習を行う機会を設けている〔資料 30〕。実習に際しては、部活動の地域移行や ICT 教育など今日的な教育課題の講義と演習を設けるなど時々の教育課題に対応した改善を加えて実施している。また、実習の具体的な内容については、各実施機関の担当者と大学の実習担当者が連携を図りながら決定しているが、同時に、院生自身が実習担当行政機関の担当指導主事と直接実習内容について打合せを行い、院生が主体的に実習に取り組む体制を構築し、実習の深化を図っている〔資料 31〕。さらに、「M2 現職マネジメント開発実習②」では、東日本大震災被災地である宮古市及び山田町での実習を実施し〔資料 32〕、宮古教育事務所、宮古市教育委員会をはじめ管内の学校も訪問し、本県の教育課題のひとつである復興教育の推進に寄与できる実習としている。

授業力開発実習や子ども支援力開発実習についても、専門実習期間中に、校種を超えて院生が連携協力校に集い、院生の研究授業を公開し、授業参観した院生がその研究授業のカンファレンスに参加して多様な視点から授業に関する振り返りの機会を設けている〔資料 33〕。さらに、実習内容に応じてリフレクション科目の授業に連動させ、実習の深化を図っている〔前掲資料 24〕。

また、実習担当者は、専門実習委員会において、実習の事前に実習内容を共有するとともに、事後には院生が

提出した専門実習報告書に基づき、成果と課題を共有し、次年度の実習内容等について改善の視点を提言し、次年度の実習の改善につなげている〔資料 34〕。具体的には、学校マネジメント力開発実習において、院生が自己課題を明確にもって実習に取り組めるように、次年度には、ガイダンスと振り返りにそれぞれ1日を当てた。この中では、院生が得た学びを院生同士で発表し、知見を共有しあっている。

なお、令和6年度から実施のカリキュラム改変後も、現職院生の実習は従前の体系を維持するものであり、変更が生じるものではない。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料 30〕 令和5年度 M1 現職学校マネジメント力開発実習実施要項
- 〔資料 31〕 令和5年度 M2 現職学校マネジメント力開発実習県教委実習（研究内容と県教委担当指導主事一覧）
- 〔資料 32〕 令和5年度 M2 現職「学校マネジメント力開発実習」実施要項
- 〔資料 33〕 令和5年度 M2 現職授業力開発実習実施要項
- 〔資料 34〕 令和5年度 M2 現職学校マネジメント力開発実習実施報告書
- 〔前掲資料 24〕 令和5年度後期リフレクション実施計画

**観点 2-3-5** 実習により修得する単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

該当なし

《必要な資料・データ等》

特になし

(基準の達成状況についての自己評価： A )

実習については、実習の基本的な枠組みをもとに、時期、方法、実習科目の系統性を考慮し、適切に実施している。また、教育委員会と連携し、院生の希望する校種等に十分に対応できる連携協力校を確保して実習を実施している。実習に際しては、実施担当者を明確にしながらい巡回指導等の指導体制を構築して実施するとともに、実習内において省察の機会を設けるとともに、リフレクション科目においても省察の機会を確保している。現職院生の実習にあたっては、東日本大震災被災地である宮古市及び山田町での実習を実施し、宮古教育事務所、宮古市教育委員会をはじめ管内の学校も訪問し、本県の教育課題を見据えながら教育行政機関での実習等を実施することで、実習の目的を達成できる手だてを講じている。以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

## 基準 2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

**観点 2-4-1** 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の成績評価基準及び修了認定基準は、国立大学法人岩手大学大学院学則第 21 条の 12〔資料 35〕（以下、「大学院学則」と記載）に規定されており、修了に必要な単位数を 48 単位としている。各授業科目のシラバスは、「シラバス作成の手引き〔資料 36〕」及び「大学院学生便覧〔資料 37〕」を踏まえ、「学位授与の方針」

との関係、「到達目標」のほか、「成績評価(評価方法、評価の基準)」について具体的に明記している。シラバスは、授業成績評価管理システムである I<sup>a</sup> Assistant (アイアシスタント) で公開し、常時閲覧可能である。その上で、履修学生には各授業科目のオリエンテーション時にもシラバスの記載内容を説明している。なお、令和6年度から修了に必要な単位数を46単位としている。

成績評価・単位認定については、大学院学則15条の3に基づき設定された「大学院成績評価基準」〔資料38〕に照らして、達成度に応じた成績評価を実施している。また、成績評価・単位認定は、教育学研究科成績評価ガイドライン〔資料39〕の下、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に沿った基準に基づき、これを実施している。その教育学研究科成績評価ガイドラインでは、授業の目的の設定、到達目標の設定、成績評価の方法、成績評価の基準を定めている。これらを踏まえ、各学期末に試験(筆記試験、口頭試験を含む)または報告書(レポート等)の成績に、普段の学習状況も加味して総合的に判定する。

修了認定については、履修した授業科目の状況(取得単位数・成績)とリフレクション科目で作成する「教育実践研究報告書」の評価結果を総合して教育学研究科教授会で審議する。ここでは、履修した授業科目の状況の把握のため、教育学研究科運営委員会が対象学生の取得単位一覧表〔資料40〕を作成・審査し、教育学研究科教授会の審議を経て、大学院学則第21条の12の規定に則って、学長が修了を認定している(教職修士(専門職)の学位授与)。なお、令和6年度から「教育実践研究報告書」は、その執筆のための研究指導の機会を、リフレクション科目の一部から教育実践研究科目に変更し、充実を図っている。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料35〕 国立大学法人岩手大学大学院学則第21条の12
- 〔資料36〕 シラバス作成の手引き
- 〔資料37〕 大学院学生便覧(教育学研究科)令和5年度(2023年度)
- 〔資料38〕 「大学院成績評価基準」(「大学院学生便覧(教育学研究科)令和5年度(2023年度)」p.4)
- 〔資料39〕 教育学研究科成績評価ガイドライン
- 〔資料40〕 対象学生の取得単位一覧表

**観点2-4-2** 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

成績評価については、「成績評価方法(評価の観点)と基準」が授業科目ごとに定められ、シラバスで公表されている。ここでは、「評価の方法」「割合」「評価の観点」(関心・意欲、知識・理解、技能・表現、思考・判断)「評価の基準」が示されている〔基礎データ4参照〕。

院生が自身の成績評価と「成績評価方法(評価の観点)と基準」を照らし合わせた結果、不明な点がある場合には、学生センターの窓口において、所定の手続きを行うことで、授業担当教員に問い合わせを行うことができるよう体制整備をしている。また、問い合わせ期間については、次学期前後に一定期間を設け周知している。

以上のことは、大学院学生便覧にて周知している〔資料41〕。なお、現在までに課題となった事案はない。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料41〕 「成績評価に異議がある場合の問い合わせ」(「大学院学生便覧(教育学研究科)令和5年度(2023年度)」p.2)

**観点 2-4-3** 成績評価等の妥当性について、検討する機会を設けているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

成績評価等の妥当性については、評価基準に沿って与えられた各評価の人数が教育学研究科教授会に報告され〔資料 42〕、これを審議することで担保している。修了認定については、所定の単位を修得し教育実践研究報告書を提出した者を最終審査に付し、これを教育学研究科教授会で審議することによってその適切性を担保している。なお、履修者全員に「優」や「秀」など同一の評価が付されている科目があるが、いずれも履修者の渾身の成果を授業担当者が適切に評価し、相応の評点を付した結果である。

特に、教育実践研究報告書の評価に関しては、大学院学生便覧に示す岩手大学大学院教育学研究科教育実践研究報告書審査基準〔資料 43〕に基づき、主査と副査による審査を実施し、審査報告書〔資料 44〕を研究科教授会で審議することによってその適切性を担保している。また、実習科目の評価に関しては、研究科専門実習委員会において作成する「専門実習評価票」〔資料 45〕に基づき、例えば「授業力開発実習にかかる指導の役割分担」〔資料 46〕による申し合わせに従い研究者教員、実務家教員、実習校担当・教科担当の三者で協議し評価し、これを原案として専門実習委員会で審議することによってその適切性を担保している。

さらに、リフレクション科目の評価に関しては、「リフレクション科目責任者及び各授業者代表の業務内容及び日程」〔資料 47〕に基づき、授業担当者間での審議をもって評価を検討することによってその適切性を担保している。科目責任者がそれを集約し評価を確定している。

また、これらの取り組みにおいては、適切かつ妥当な評価が実施されていることから、現行の評価基準そのものが妥当であると判断している。ただし、各授業担当者はシラバス作成の手引き〔前掲資料 36〕に基づき、自らの担当科目の評価基準を見直して改善する取り組みを進めている。これに併せ、シラバス点検を行う組織体制を整えるべく、教育学研究科運営委員会に学務部会を設置して〔資料 48〕、この任務に当たることとした。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料 42〕 令和 5 年度前期成績評価比率一覧（令和 5 年度第 8 回教育学研究科教授会資料）
- 〔資料 43〕 「岩手大学大学院教育学研究科教育実践研究報告書審査基準」「大学院学生便覧（教育学研究科）令和 5 年度（2023 年度）」 p.19
- 〔資料 44〕 審査報告書（教授会 R5. 2. 28 修了審査資料）
- 〔資料 45〕 「専門実習評価票」（R5. 4. 11 教育学研究科専門実習委員会資料）
- 〔資料 46〕 「授業力開発実習にかかる指導の役割分担」（令和 5 年度第 1 回研究科教授会資料）
- 〔資料 47〕 「リフレクション科目責任者及び各授業者代表の業務内容及び日程（令和 3 年度）」（R2. 12. 3 教育学研究科運営委員会資料）
- 〔前掲資料 36〕 シラバス作成の手引き
- 〔資料 48〕 研究科教授会記録（R5. 1. 16 令和 5 年度第 10 回）

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

各科目の成績評価基準・方法は全教員に配付された「シラバス作成の手引き」に基づきシラバスに掲載され、学生に明示されている。成績評価・修了認定は、大学院学則に基づき実施され、教授会の意見を聴いた上で、学長が修了を認定している。なお、実習科目やリフレクション科目の成績評価については、実習指導にかかわる者や専門実習委員会、授業担当者による審議をもって適切性を担保している。

また、成績評価等に関する学生からの異議について、問い合わせ窓口、期間、所定の手続きを設け、適切に対応する体制が整備されている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

**基準領域 3 学習成果****基準 3-1**

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

**観点 3-1-1** 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に生かしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

岩手大学の成績評価は「秀、優、良、可、不可」の5段階評価であり、可以上の評価を合格とし単位を認定している〔前掲資料 39〕。令和元年度前期から令和5年度前期までの5年間の教職大学院の全科目の履修総人数に対する成績評価の総人数の割合は、秀=71.98%、優=25.69%、良=1.41%、可=0.11%、不可=0.54%であった(当該期における「保留」は0.27%であった)。「特に優秀な成績」である「秀」と「特に優れた成績」である「優」の合計は97%超であり、不可は1%に満たなかった。この期間の退学者数は1名(事由:再就職)、休学者数は0名であった。成績評価、単位修得、学籍異動といった側面から見ると、学習成果は十分に達成されていると考えられる。

上述の状況の内、院生全員が履修する専攻共通科目の成績評価については、各期の終了後の教育学研究科教授会で報告され、その状況を教職員で確認することで、院生の学習成果について把握している〔前掲資料 42〕。主となる指導教員は担当する院生の成績評価及び単位取得状況を授業・成績評価管理システム(I<sup>a</sup> Assistant (アイアシスタント))を用いて常時確認可能である。加えて全院生の成績評価及び単位取得状況を同様に常時確認可能な体制をとり、その把握を実現させている。院生は、成績発表時に合わせて、授業・成績評価管理システム(I<sup>a</sup> Assistant (アイアシスタント))を用いて、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「学位授与の方針」達成状況自己評価チェックリスト〔資料 49〕を用いて、学位授与の6方針に対応する「達成に必要な項目」に、「十分に身につけている」から「少しも身につけていない」までの4段階で自己評価を行う。これは、院生が自らその進捗を振り返ることを必須とする仕組みである。

また、実習科目については、実習毎に計画書・実施報告書〔前掲資料 22〕により、教職員と院生相互に学習成果を把握している。さらに、学生の学習成果・効果を把握するため、授業アンケート〔前掲資料 14〕を各期終了時にすべての授業で実施している。そこでは、院生自身に学習成果及び効果を評価させており、授業アンケート結果から各授業の学生の理解度等を把握している。令和5年度前期における、「授業の目的、到達目標を達成できた」、「理論と学校の実践を結びつけるような授業内容であった」等、授業の目標達成度や理解度、授業への取組の意欲、学校現場での活用意欲が高まったか等の問いに対して「おおいにそう思う」、「どちらかというそう思う」との回答の合計は、いずれも95%超であった。この授業評価アンケートの結果は、教授会等で示すことで全教員が共有し、院生の学修状況の把握と授業改善に役立っている。

さらに、資格取得の観点からも、修了者全員が、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のいずれかの専修免許状を取得しており、学習成果があがっていると言える。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 39〕 教育学研究科成績評価ガイドライン

〔前掲資料 42〕 令和5年度前期成績評価比率一覧(令和5年度第8回教育学研究科教授会資料)

〔資料 49〕 「学位授与の方針」達成状況自己評価チェックリスト

〔前掲資料 22〕 実習の計画書・実施報告書

〔前掲資料 14〕 令和5年度前期 教職大学院授業アンケート結果(令和5年度第7回教育学研究科教授会資料)

**観点 3-1-2** 教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連性をどのように分析し、検証を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

現職院生の修了翌年度の職位等を表 3-1-2-1 に示した。修了者は、副校長、主幹教諭、指導主事等に就くと共に、教諭として校内のミドルリーダーの役割を果たしている。これは、本教職大学院の指導と学習成果が、人材育成の観点から地域の教育委員会に高く評価されている証左であり、本教職大学院の目的である「これからの学校教育をリードする専門的力を備えた管理職及びミドルリーダー教員を養成する」〔前掲資料 2〕を達成していることを示すものである。

表 3-1-2-1 現職院生の修了翌年度の職位等 (人) (出典 令和 6 年度第 1 回研究科運営委員会資料に基づき作成)

	令和 2 年 3 月修了生 (第 3 期生)	令和 3 年 3 月修了生 (第 4 期生)	令和 4 年 3 月修了生 (第 5 期生)	令和 5 年 3 月修了生 (第 6 期生)	令和 6 年 3 月修了生 (第 7 期生)
現職の修了生	8	7	8	8	7
校長	0	0	0	0	0
副校長	3	2	2	5	3
主幹教諭	1	0	0	2	0
教諭	1	1	5	1	0
指導主事等	3	4	1	0	4

学卒院生の修了翌年度の就職状況を表 3-1-2-2 に示した。修了生の 8 から 10 割程度が教職を志望し、それを実現している。教職を希望しなかった 4 名の内 2 名は、教育領域の博士課程後期課程へ進学した者と岩手県が新たに採用した「大学院等で培った教育に関する専門知識を活かし、岩手県の教育行政施策の企画・立案や推進等に携わる教育行政職」に就いた者である。教職に係る実績は、ディプロマ・ポリシーに沿う進路状況となっており、関連領域への就職と進学を含め学習成果の反映だと考えられる。

また、岩手県の教員として就職する者も多く、在学中に配置された実習を行った連携協力校に配属される者も少なくない。これは、本教職大学院の指導と学習成果が、人材育成の観点から地域の教育委員会に高く評価されている証左であり、本教職大学院の目的である「新しい学校づくりの有力な担い手となる新任教員の養成」〔前掲資料 2〕に関し、これを達成していることを示すものである。

そして、地域の教育委員会の高い評価が、現職院生及び学卒院生のどのような学習成果に向けられたものであるのかを、毎年開催している「岩手県教育委員会・教職大学院連絡会議」(年 1 回)、連携協力校の関係者で構成する「連携協力校校長・教職大学院意見交換会」(年 2 回)、「教職大学院実習連絡協議会」(年 3 回)において整理し、教職大学院の教育活動の改善に生かしている。

表 3-1-2-2 学卒院生の修了翌年度の就職状況等(人)(出典 令和6年度第1回研究科運営委員会資料に基づき作成)

	令和2年 3月修了生 (第3期生)	令和3年 3月修了生 (第4期生)	令和4年 3月修了生 (第5期生)	令和5年 3月修了生 (第6期生)	令和6年 3月修了生 (第7期生)
学卒の修了生	10	10	8	9	5
教職志望者	10	8	8	7	5
正規教員	8	8	8	7	5
(うち県内就職者)	(8)	(7)	(7)	(5)	(4)
その他教員	2	0	0	0	0
教員以外の職	0	2	0	2	0

※教員以外の職：令和3年3月修了；博士課程後期課程進学1、民間企業1  
令和5年3月修了；教育行政職1、民間企業1

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料2〕 教員の養成の目標及び目標達成のための計画

(基準の達成状況についての自己評価： A )

この期間における学習成果については、成績評価の面と単位修得の面から、本教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに照らして、十分に上がっていると言える。教職員は、院生の学習成果について、研究科教授会や授業・成績評価管理システム、実習に係る諸記録、授業評価アンケートなどを通してよく把握しており、院生自身にもチェックリストや授業評価アンケートにより自己点検を行わせており、その達成過程はよく管理され、共有され、授業の改善に生かされている。現職院生の修了翌年度の職位、学卒院生の修了翌年度の就職状況は、本教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿うものであり、学習成果は十分に上がっている。そして、地域の教育委員会の高い評価が院生のどのような学習成果に向けられたものであるのかが、連携協力校等外部を含む関係組織で検証され、教育活動の改善に生かされている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

### 基準 3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

**観点 3-2-1** 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴取から、どのように把握しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教育学研究科専門実習委員会で意見聴取等に係わる基本方針を定め〔資料50〕、各赴任先の訪問担当者を決め、一定の勤務期間をおき、概ね10月～11月を目途に訪問聴取によって修了1年目の学習の成果等の把握に努めている〔資料51〕。

意見聴取について、教員の場合は修了生本人及び所属校校長、また、校長及び指導主事等の場合は本人及び教育委員会等から聴取を行っている。意見聴取の結果、第6期生(令和5年3月の修了生)においては、学習指導や学級経営、学年経営、学校経営等において本教職大学院での学習を生かしながら教育活動に精励していることを



確認した。

院生の在学時の教育実践研究は、現在の教育課題を踏まえたものになっている。特に現職院生は、出願における教育委員会での面接を通して、現在の学校の課題、地域の課題を研究主題として設定し、その成果を現場に還元することを求められている。学卒院生の研究主題も概ね、今日の教育課題を踏まえたものになっており、学校教育の課題解決に資するものとなっている。〔資料 52〕

このことから、学校マネジメント力開発プログラムを履修した修了生は、それぞれの研究成果を学校経営等に反映させながら教育活動を行っている。一例として、外部機関・外部組織との連携に関する研究を行った修了生は、連携のための校内組織体制の整備を視点を学校経営に取り組んでいる。子ども支援力開発プログラムを履修した修了生は、現代的課題である情報モラル教育に関する研究成果を十分に生かしながら生徒指導等に係る教育活動（指導・助言等）を行っている。授業力開発プログラム及び特別支援教育力開発プログラムを履修した修了生は、授業づくりに関する研究の成果を生かし、校内外において率先して授業改善に努めている。修了生全員を対象とした勤務先や役職等の継続的な調査結果から、理論と実践を兼ね備えた人材として地域の学校教育に貢献していることが分かる。

《必要な資料・データ等》

〔資料 50〕 岩手大学教職大学院の修了生に係わる訪問調査について

〔資料 51〕 第 6 期修了生の訪問調査報告書

〔資料 52〕 令和 5 年度教育実践研究報告書抄録集（目次）

**観点 3-2-2** 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。または、どのように把握しようとしているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

修了 1 年目には訪問調査により学習成果と課題の把握に努めている。修了 2 年目以降については、訪問聴取の他に現況報告書の提出等も併せながら、継続して修了生の教育活動の把握に努めるとともに、長期的な教育研究活動に対しても、訪問聴取あるいは報告書の提出等により、継続して把握することとしている。

毎年開催する「教育実践研究中間発表会」や「教育実践研究発表会」〔資料 53〕における修了生と院生との意見交換などにおいても、学習の成果の把握に努めている。

また、修了生の学習成果や課題に係る短期的、中長期的な把握については、毎年開催している「岩手県教育委員会・教職大学院連絡会議」（年 1 回）における意見交換や修了生も配置等されている連携協力校の関係者で構成する「連携協力校校長・教職大学院意見交換会」（年 2 回）及び「教職大学院実習連絡協議会」（年 3 回）において情報共有に努めている。いずれにおいても、本教職大学院での学びを活かし、現職院生は学校や地域の中核的存在として、学卒院生は学校の即戦力として、それぞれの学習成果を教育現場に還元するとともに、普及に努めていることがわかる。

なお、学習成果の把握における課題については、修了 1 年目の訪問調査は基本的に対面で行うことから確実な把握は可能である。修了 2 年目以降については、現況報告書により把握しており、その取組については現時点で負担とはなっていないが、より具体的な学習成果や課題の把握のためには、聴取方法並びに質問内容についての検討が必要である〔資料 54〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 53〕 令和 5 年度教育実践研究中間発表会実施要項・教育実践研究発表会実施要項

〔資料 54〕 岩手大学大学院教育学研究科（教職大学院）現況報告用紙

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

修了後のフォローアップとして、1年目の修了生に対して、実務家教員が赴任先の学校、教育委員会、教育事務所等を訪問し、それぞれの勤務状況や配置による成果・課題などについて聴取を行い、学習成果を把握するとともに、本教職大学院におけるカリキュラムの改善に努めている。また、修了2年目以降についても、訪問聴取の他に現況報告書の提出等も併せながら、継続して修了生の教育活動の把握に努めている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

## 基準領域 4 教育委員会等との連携

### 基準 4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

**観点 4-1-1** 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

#### 1 連携の基盤

本教職大学院の設置は、より高度な実践的指導能力を有する教員育成に向けた社会的要請、並びに岩手県の教育課題を真摯に受け止めた教育研究の実践への期待に応えるものであり、このことは長期にわたりこれまで行ってきた岩手県教育委員会や盛岡市教育委員会との連携・協力関係を基盤としている〔資料 55〕。岩手県は、「いわて県民計画」(2019~2028)の第2期アクションプランに「教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上」を掲げ、具体的な推進方策として、「岩手大学教職大学院等関係機関と連携しながら有為な教員の育成に取り組みます」と明言している〔資料 56〕。このことから、岩手県が本教職大学院を重要な連携先として位置づけていることがわかる。

#### 2 連携の取組

##### (1) 現職院生の派遣と修了時

現職院生 8 名の確保については、年度ごとに岩手県教育委員会が、6 教育事務所と 2 県立学校からの候補者の推薦に基づき、厳正な審査を通して決定している。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校それぞれの推薦人数枠を設定し、学校マネジメント力開発プログラム、授業力開発プログラム、子ども支援力開発プログラム、特別支援教育力開発プログラムの 4 つのプログラムを履修する現職院生の確保に努めている。また、このような入学者確保を図るため、教職大学院への現職教員の派遣及び修了者の処遇、そして費用負担等について教育委員会と随時協議している。ここでは、現職院生を、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校いずれも正式な定期人事異動をもって、2 年間、盛岡市内の連携協力校の所属教員としている。これによって、本教職大学院での専門的な学修をふまえた教育実践研究を、学校の実態に即して深められるようにするなど、「理論と実践の融合」に向けて学修に専念できる体制を保証している。

修了時には、岩手県教育委員会及び送り出し教育事務所に出向き、2 年間の学修の成果を報告することの義務付け、現職院生の教育実践研究の周知やその後の学校等における効果的な活用への期待を示している〔資料 57〕。また、修了生を受け入れる教育事務所にあつては、学習成果の還元によって管内教育を充実すべく、修了生に対して授業力向上アドバイザー等を委嘱するなどの対応をしている。

##### (2) 現職院生の費用負担

現職院生については、岩手県教育委員会の命令に基づく大学院派遣であることから、県教育委員会による授業料の負担がなされており、岩手大学教育学部の独自財源と合わせて、授業料負担・受験料負担の一切を免除しており、令和 5 年度からは、全額を岩手県教育委員会の負担としている。

##### (3) 修了後の配置

令和 6 年 3 月時点で修了した現職院生 38 名（第 3 期生から第 7 期生）のうち、管理職（校長、副校長、主幹教諭）に 18 名、行政職（指導主事、研修指導主事等）に 12 名が就任している。その他、教諭としても派遣元の市町村において教育実践に関して先導的役割を担っている学校や連携協力校などに配置されている。学卒院生 42 名（第 3 期生から第 7 期生）も連携協力校を始めとする公立の小学校・中学校・高等学校や私立の高等学校などへ採用されている〔前掲表 3-1-2-1〕〔前掲表 3-1-2-2〕。また、実務家教員が、岩手県教育委員会の「研修体系検討委員会」に出席し、協議した結果、平成 31 年以降、教職大学院修了者の初任者研修を軽減（通常、

校内研修 150 時間のところを 75 時間) している [資料 58]。併せて、学卒院生に対しては、その採用について、大学院修了時まで採用を延長するシステムが導入されている。

#### (4) 研修会の開催

本教職大学院は、岩手県指導主事協議会と共催で研修会を開催し [資料 59]、岩手の教育行政を支える指導主事の資質向上に貢献している。これにあたっては、本学の特徴である豊富な実務経験を持つ教員と研究者教員が共同で、本教職大学院で実施している研究や授業をベースとした研修を実施している。また、年に 2 回開催している本教職大学院の授業公開・授業研究会は、岩手県教育委員会の教育行政関係機関や市町村教育委員会、学校等を通して通知し、指導主事や連携協力校の教員などにも公開し、授業研究会における研究協議が教員研修の場となるようにしている。このように、本教職大学院が現職教員の研修機能を有し、教職生活全体を通じた資質及び能力の向上に寄与する取組を行っている。

#### (5) 科目履修生の受け入れ

大学院学則第 46 条 [資料 60] では科目等履修生を受け入れることも定め、岩手大学科目等履修生規則 [資料 61] によりその必要な事項について規定している。学校教員等の科目等履修生が履修した科目については、「成績証明書」の発行をもってその取得単位及び成績を証明している。このように、本教職大学院においては、「履修証明 (サーティフィケート)」等の学校教員の履修要求に応える仕組みが用意されている。

### 3 連携の取組による教育活動等における活用

「教育学部・教職大学院地域連携協議会」等の組織を設置し、同組織において協議されたことについて必要に応じて、教職大学院の教育課程の編成、教育活動等の充実、改善に反映させている [図 6-1-1-1]。このように教育委員会との連携を図る上での組織体制が整備され、恒常的に機能することにより、予算、人材、実習現場など支援が得られている。このことについて、学校マネジメント力開発プログラムの専門実習における体制や内容についての活用は、教育委員会との連携の具体例といえる。すなわち、この実習では 1 年次に、岩手県教育委員会における教育長講話や各課長説明、岩手県立総合教育センターにおける所長講話や各領域説明、研修会運営補助、シャドウイングなどの実習を通して、教育委員会の役割や各課の業務内容について学ぶ。2 年次になると、岩手県教育委員会における県指導主事会議実習や各課説明、シャドウイング、盛岡教育事務所・盛岡市教育委員会における各種研修会への参加と教育施設見学、沿岸部の教育事務所 (沿岸南部教育事務所及び宮古教育事務所) における宿泊を伴う復興教育実習への参加などがあり、こうした教育委員会と連携した内容を多く盛り込んだ実践的な内容のプログラムを通して、現場の教育行政や教育実務について理解を深めている [前掲資料 32]。

また、学校マネジメント力開発実習を実施する際においても、その企画立案における協議はもとより、実施後のリフレクション科目にも教育委員会から指導主事を招聘し、実践の振り返りに対しての指導助言を受けるとともに、院生の学修の成果物 (提言等) を岩手県教育委員会にフィードバックしている。

### 4 中央教育審議会答申 (令和 4 年 12 月 19 日) に示された教育委員会等との連携強化に係る取組

岩手県教育委員会との人事交流の推進及び教育課題に即した人材養成像については、これまでも実務家教員 7 名のうち 2 名は岩手県教育委員会との交流人事としてきた。今後においても、岩手県教育委員会との協議を通じて、本県教育の目指す「人材育成像」を共有するとともに、その実現に向けた人事交流を推進していくものである。

現職の教師が学びやすい履修方法の工夫については、本教職大学院の現職院生は、前述のとおり岩手県教育委員会の命令に基づく大学院派遣であることから、岩手県教育委員会による授業料等の負担がなされており、大学院 1 年次も 2 年次も学校に通常勤務することなく、2 年間にわたって大学院での学びに専念できる体制となっている。

また、岩手県教育委員会と連携・協働した研修プログラム等の展開については、前述の「岩手の教育行政を支

え、学校現場を直接指導する立場の指導主事を対象とした研修会の開催」が本事項に該当するものと言える。

なお、本教職大学院並びに岩手県教育委員会が共に目指す、専門的・実践的力量を備えた教員育成や新しい学校づくりの有力な担い手となる新任教員の養成充実の観点から、令和6年度にカリキュラム改変を行ったが、この目的や内容等については、「岩手県教育委員会・教職大学院連絡会議」等においても協議題とし、情報共有を行っている。

《必要な資料・データ等》

- [資料 55] 国立大学法人岩手大学と岩手県教育委員会との包括的連携に関する協定書等
- [資料 56] いわて県民計画（2019～2028）抜粋 p. 106
- [資料 57] 令和4年度岩手大学教職大学院派遣研修修了報告に係る通知文書
- [資料 58] 初任者研修実施要領
- [資料 59] 令和元年度岩手県指導主事協議会報告事項
- [資料 60] 国立大学法人岩手大学大学院学則第 46 条
- [資料 61] 岩手大学科目等履修生規則
- [前掲資料 32] 令和5年度 M2 現職「学校マネジメント力開発実習」実施要項

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

本教職大学院の設置は、より高度な実践的指導能力を有する教員育成に向けた社会的要請や岩手県の教育課題を真摯に受け止めた教育研究の実践への期待に応えるものであり、教育委員会等との連携を基盤としているものである。

そのうえで、本教職大学院と教育委員会等との連携の内容として、第一に、処遇に関することがある。この内容として、現職院生 8 名の恒常的な確保と、そのための処遇として、所属や費用負担等の整備によって現職院生が 2 年間の学修に専念できる体制を保障している。また、学卒院生に対しては、その採用について、大学院修了時まで採用を延長するシステムが導入されている。そのうえで、修了に際しては、現職院生が学修の成果を教育委員会に報告し、その後の人事異動において学修の成果を発揮し、還元しやすいよう配慮されている。また、学卒院生に対しては、初任者研修の一部軽減がなされている。

第二に、教育活動等に関することがある。この内容として、院生に対する専門実習の内容や方法、それと関連付けたリフレクション科目における取組などがある。ここでは、教育委員会等からの資源の提供を受けるのみならず、学修の成果をフィードバックすることも試みられている。また、本教職大学院の資源を活用し、授業の公開や指導主事を対象とした研修会を開催している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

**基準領域 5 学生支援と教育研究環境****基準 5-1**

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

**観点 5-1-1** 学生の学修履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学修支援を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院においては、学生の学修履歴や実務経験等を考慮し、現職院生及び学卒院生それぞれに対し、プログラム毎に現職院生用履修モデル及び学卒院生用履修モデルを提示し、履修指導並びに学修支援を行っている。

履修指導は、各プログラムの内容を踏まえ、履修科目の学習内容が分かるように配慮をして行っており、履修モデルは現職院生及び学卒院生の履修パターンを想定し7つのモデルを提示している〔前掲資料 13〕。具体例を挙げると、特別支援教育力開発プログラムの現職院生が特別支援学校専修免許取得の意向がある場合、2年間の学修において身に付けたい力を確認し、取得に必要な履修モデルを提示しながら履修申告の支援を行っている。

学修支援については、時間割〔前掲資料 16〕に示すように、各科目の授業を月曜日から水曜日に設定し、専攻共通科目や同じプログラムの科目が重複しないようにするなど配慮している。木曜日は連携協力校での実習を行い、金曜日はその振り返りを行うリフレクション科目を、授業目的やねらいによって、学年別、学卒院生・現職院生別（一部合同）に設定している〔前掲資料 24〕。具体例を挙げると、年度当初に実施しているオリエンテーションにおいて、授業や実習科目などの学修への取組とともに、学卒院生には配属校との関わり方、現職院生には勤務や服務及び、メンターの役割など、学修を進める上で必要な事項を加えて説明・協議することにより、学卒院生、現職院生、それぞれが安心感をもって学修に専念できる環境づくりに努めている。

教育実践研究に関する研究指導については、研究者教員と実務家教員による複数指導体制とし、1名の学生に対して、研究者教員と実務家教員のそれぞれ少なくとも1名が担当者になるように割り当てている。具体的には、研究者教員は学生の所属プログラム、実務家教員は学生の校種によって割り当てている〔資料 62〕。研究指導の時間は、原則として金曜日の午後（時間割外）に設定し、第1・3週は研究者教員、第2週は授業力開発実習の研究者教員、第4週は実務家教員が担当している。また、オフィスアワーでは、8名の研究者教員や7名の実務家教員、教育学部所属の23名の研究者教員（兼任教員等）が、学生一人一人の教育実践研究の計画や進捗に応じた支援を行っている。

理論と実践の融合及び学校教育における課題の解決に係る学修に資するため、令和6年度に教育実践研究の科目化や選択科目の修得単位減等のカリキュラム変更を行ったが、旧カリキュラムを履修する学生には、年度当初の履修申告時における指導や個別支援により不都合が生じない配慮を行っている。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 13〕 「履修モデル」（「令和5年度(2023)岩手大学大学院教育学研究科オリエンテーション【第1日】」資料）

〔前掲資料 16〕 「令和5年度岩手大学大学院教育学研究科教職実践専攻〈教職大学院〉時間割」

〔前掲資料 24〕 令和5年度後期リフレクション実施計画

〔資料 62〕 教育学研究科ゼミ担当者名簿

**観点 5-1-2** 教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

基準 3-2 「修了生の学習成果の把握」で詳述したが、修了後1年目にあつては、訪問調査によって学習成果

を把握するとともに、聴取の際には自己課題についてもアドバイスするなど、その支援に努めている。修了2年目以降については、訪問聴取の他に現況報告書の提出等も併せながら、継続して修了生の教育活動の把握とともに、学修支援に努めている。さらに、修了生の学習成果を活かした論文発表や普及啓発のためのリーフレットの作成等、修了後の中長期的な教育研究活動に対しても、共同研究などにより継続して支援している〔資料63〕。

令和4年度にウェブサイト「教育学研究科オリジナルサイト」をリニューアルし、新たに「同窓会」の窓口をつくり、「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」など修了生が現在の教育実践に活用できる資料を掲示するとともに、投稿できる体制を整えた。このことにより、修了生の学修支援や人的ネットワークの拡充、活用の促進が図られている。

また、修了後の集いの場として、令和3年3月に「岩手大学教職大学院同窓会」を設立した〔資料64〕。その後、コロナ禍の影響により実施が延期されてきたが、令和5年8月に第1回同窓会を開催し、研究者教員、実務家教員そして1期生以降の修了生の多くが参加し、その交流の場を通じて、各々が学修の成果を交流しあう機会ともなった。このように本同窓会は、修了生の学習成果や還元の状況を把握する機会としても機能するとともに、学修支援の場にもなっている。

《必要な資料・データ等》

〔資料63〕 特別支援教育研究他

〔資料64〕 岩手大学教職大学院同窓会設立の会

(基準の達成状況についての自己評価： A )

履修指導については、選択したプログラムに応じた単位の修得が可能となるよう、履修に配慮した時間割の設定を行うとともに、学卒院生・現職院生別及び、プログラム別の履修モデルを提示している。また、専修免許取得など院生個々の意向を確認し、適切な履修が行われるよう支援している。

学修支援については、年度当初のオリエンテーションにおいて指導の時間を十分に確保するとともに、教育実践研究の指導を研究者教員と実務家教員の複数で担当したり、実習の指導を大学院の担当教員と連携協力校の指導教員で協働したりするなど、学修支援体制が充実したものとなるよう配慮した指導に努めている。

また、修了後の継続的な教育研究活動に取り組む院生に対しては、共同研究などにより随時支援している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

## 基準5-2

○ 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

**観点5-2-1** 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組んでいるか。また、ハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。これらのことに関して教職大学院独自のものはあるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院独自の支援として、適正な環境の中で生活ができているかどうかについて把握するための相談窓口となる「学生・教職指導部会」を開設している〔資料65〕。実務家教員5名で構成され、年3回の定期的な個別面談により生活全般に関する状況を確認し、協議が必要な事案については速やかに部会内で情報共有し対応できる体制となっている。

キャリア支援に関しては、全学的な支援体制として、学務部キャリア教育グループを中心にキャリア教育、各種就職ガイダンス、学内事業所説明会、インターンシップ等のキャリア形成支援のための相談を行っている。本

教職大学院独自の取組としては、学卒院生、現職院生ともに、研究者教員と実務家教員が主指導教員、副指導教員となり協働して、学生のキャリアステージに応じた情報提供や実現に向けた指導・助言を行っている〔前掲資料62〕。加えて、前掲の「学生・教職指導部会」が中心となり、学卒院生に対しては、主に教員採用試験に対する指導・助言及び支援を行っている。具体的には、1次試験に向けて小論文の添削指導等、2次試験への対応として8月中旬から2次試験直前まで個人面接、集団面接・集団討論、模擬授業に関する指導を実施している〔資料66〕。現職院生に対しては、指導教員である研究者教員と実務家教員による指導を通して、これまでのキャリアを踏まえた指導や管理職任用等のステップアップに向けた指導を行っている。特に、「理論と実践の融合」を意識し、研究者教員による新たな理論知等の提供や実務家教員による学校現場の現状に即した考え方や対応の在り方等について指導を行っている。本教職大学院を修了し学校現場に戻った際、現代的な教育課題や各地域・学校の課題に対応できる力量を形成することを念頭に実施している。

ハラスメントへの対応については、全学による「岩手大学ハラスメント・性暴力等の防止等に関する指針」に基づいたハラスメント・性暴力等防止委員会を設置し、各部局等には相談窓口として相談員が配置されている。本教職大学院ではこれに加え、前掲の「学生・教職指導部会」における定期的な教育相談により要望等を吸い上げながら、日常の授業や生活の中での人間関係が良好なものとなるよう相談や助言を行っている。その際にハラスメントに関する内容についても触れながら対応している。また、面談による教育相談以外でも院生に対して無記名のアンケート調査を実施し様々な角度から聴取できるよう対応している〔資料67〕。

メンタルヘルス支援については、全学の学生を対象に、保健管理センター・学生相談室において臨床心理士による悩みの相談のための窓口が設置されている。併せて、どこに相談に行っても良いかわからない院生のための最初の窓口として、学生何でも相談室を設置する等、複数の相談窓口を用意している。

また、特別な支援を必要とする学生に対しては、全学的な支援体制として学生特別支援室を設置し、部局との連携による支援体制を整備している。

#### 《必要な資料・データ等》

- 〔資料65〕 「学生・教職指導部会」設置の経緯と令和5年度の組織及び運営方針
- 〔前掲資料62〕 教育学研究科ゼミ担当者名簿
- 〔資料66〕 令和5年度 学生・教職指導部会活動計画
- 〔資料67〕 アンケート（学修・生活についての成果や課題）の実施について

**観点5-2-2** 学生に対して、どのような経済的支援（検定料、入学料及び授業料の減免等）に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

#### 〔観点に係る取組・改善等の状況〕

全学の制度として、入学料の免除及び徴収猶予〔資料68〕、授業料の免除制度〔資料69〕およびTA制度を整備しており、入学料及び授業料の免除〔資料73〕を実施している。直近5年間の学生の入学料及び授業料免除の状況は表5-2-2-1のとおりである。



表 5-2-2-1 学生の入学料及び授業料免除の状況（直近 5 年間）（人）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
入学料免除	3 【内訳】 [全額免除] 3	1 【内訳】 [半額免除] 1	1 【内訳】 [半額免除] 1	2 【内訳】 [1/4 免除] 2	2 【内訳】 [1/4 免除] 2
授業料免除	9 【内訳】 [全額免除] 7 [半額免除] 2	11 【内訳】 [全額免除] 8 [半額免除] 1 [1/4 免除] 2	6 【内訳】 [全額免除] 6	8 【内訳】 [全額免除] 7 [1/4 免除] 1	10 【内訳】 [全額免除] 6 [半額免除] 2 [1/4 免除] 2

また、本教職大学院独自の経済支援として、学卒院生には、「国立大学法人岩手大学教職大学院奨学金貸与要項」〔資料 70〕に基づき、学生の申請に基づく審査の結果、月額 3 万円を無利子で貸与する制度を設けており、本教職大学院修了後、岩手県の正規教員として 5 年間勤務した場合には返還を免除することとしており、過去の貸与者の実績としては令和元年度入学生 9 名、令和 2 年度入学生 7 名、令和 3 年度入学生 8 名、令和 4 年度入学生 4 名、令和 5 年度入学生 4 名となっている。なお、令和 7 年度からは、将来教員を目指している学卒院生に対し、申請者の希望により月 3 万円又は 5 万円を最大 2 年間奨学金として貸与する形に変更して実施することとしている。

現職院生には全員を対象に、「国立大学法人岩手大学教職大学院に岩手県教育委員会から派遣予定の現職院生に対する入学料及び検定料取扱要項」〔資料 71〕に基づき、入学料及び検定料を大学の奨学費により、授業料については「国立大学法人岩手大学教職大学院に岩手県教育委員会から派遣される現職院生に対する授業料取扱要項」〔資料 72〕に基づき、授業料のうち年額 12 万円を大学の奨学費をもって充てており、現職院生の個人負担はない。なお、令和 5 年度からは、現職院生の入学料・検定料・授業料の全額を岩手県教育委員会が負担する形に変更され、より安定した派遣体制となっている。

このように、学卒院生及び現職院生が、在学期間中に教職大学院の課程の履修に専念できるような経済的支援体制となっている。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料 68〕 岩手大学入学料の免除及び徴収猶予に関する規則
- 〔資料 69〕 岩手大学授業料免除等に関する規則
- 〔資料 70〕 国立大学法人岩手大学教職大学院奨学金貸与要項
- 〔資料 71〕 国立大学法人岩手大学教職大学院に岩手県教育委員会から派遣予定の現職院生に対する入学料及び検定料取扱要項
- 〔資料 72〕 国立大学法人岩手大学教職大学院に岩手県教育委員会から派遣される現職院生に対する授業料取扱要項
- 〔資料 73〕 岩手大学ウェブサイト（入学料・授業料の免除と徴収猶予制度）抜粋

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

全学的な支援体制に加え、本教職大学院独自の措置として、各学生の指導教員による個別の支援の他、課題に対する情報共有と組織的な対応のための部会を設置して取組を行っている。また、経済支援策としては学卒院生、

現職院生共に必要に応じた支援体制をとっている。

ハラスメント、メンタルヘルス対応については、複数の教員による定期的な面談、無記名アンケートの実施、授業評価等による満足度調査などを通して、様々な角度からの情報収集ときめ細かな対応を行っている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

### 基準 5-3

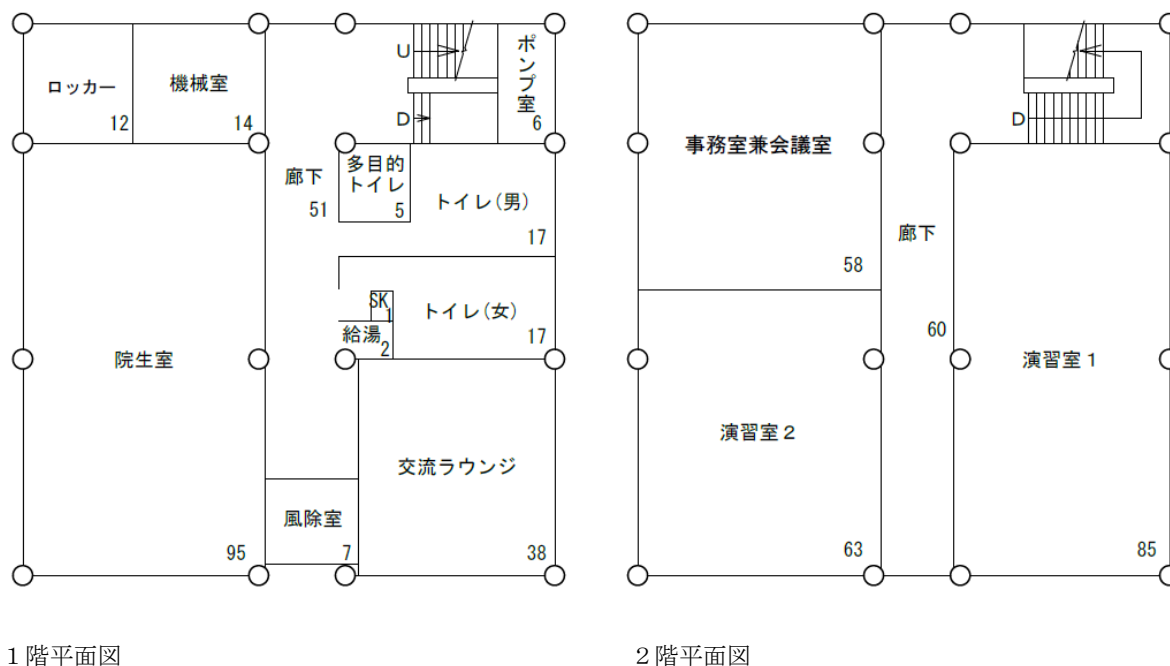
○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

**観点 5-3-1** どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、独立した教職大学院棟を整備している。教職大学院棟の1階には、院生室(95 m<sup>2</sup>)、交流ラウンジ(38 m<sup>2</sup>)に各種設備空間(トイレ洗面室、ロッカー、空調機械室、ポンプ室)があり、2階には演習室1(85 m<sup>2</sup>)、演習室2(63 m<sup>2</sup>)、事務室兼会議室(58 m<sup>2</sup>)がある。平面図は、図5-3-1-1である。

図5-3-1-1 教職大学院棟平面(各室右下数値は面積:m<sup>2</sup>)



1階の院生室では、1年次と2年次の学生の32名(1学年定員16名)が全員机を並べて生活し、学卒院生と現職院生がいつでも交流し学び合える体制になっている。院生一人ひとりには机のほかに個人用ロッカー等を配備している。また、院生室にコピー機2台(プリンタ、スキャナとしても使用可)を設置し、院生がレポートや実習記録等を作成するのに活用している。

院生室と隣接した1階の交流ラウンジは、グループや個人で学習できるように小テーブル等を配備している。院生は、授業の課題への取組や実習の準備、研究課題に係る作業等に積極的に活用したり、学卒院生と現職院生、あるいは1年次の院生と2年次の院生が意見交流しながら学び合ったりする等、自主的・協働的な学習環境が整備されている。

2階の演習室1及び演習室2は、授業での一斉指導の他、小グループによる課題ごとのディスカッションが同時に行えるように、学習机は可動式のテーブルを配置している。院生は授業の目的に応じて、臨機応変に学習机

の設置を変えながら演習等を行っている。2階の事務室兼会議室には、本教職大学院担当の事務補佐員が常駐し、事務的な管理を行っている。開設当初、演習室1と事務室兼会議室は、現在と逆の配置だったが、院生の要望に応え、院生全員が一堂に会して演習やグループ活動ができるなど、学びの充実に対応した配置に変更した。

本教職大学院の開設科目は、必修・選択ともに主として2階の演習室で行われているが、収容定員が20名のため、例えば、公開授業、教育実践研究発表会等、多人数が集まる場合には、教職大学院棟から30m程度の距離で隣接している教育学部1号館にある北桐ホールや会議室、教室等を利用している。

専任の研究者教員及び実務家教員の研究室は、教育学部1号館の建物内に配置されている。教員や院生の往来に特に支障はなく、指導教員と院生の個別の打ち合わせには、研究者教員及び実務家教員の研究室を利用している。

施設・設備の整備について、施設活用等に係る院生の係分担任を行うとともに、院生の意見を適宜聴取できるように院生懇談会（年に2回）を実施し、更衣室や飲料の自動販売機の設置等、院生からの要望等を鑑み、環境の改善につながるよう、体制を整備している。このように、本教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が十分整備され、有効に活用されている。

《必要な資料・データ等》

特になし

**観点5-3-2** 特に、情報ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

院生には、研究の遂行がスムーズにいくように、一人ひとりに無線LANに接続可能なノートパソコンを貸与し、授業内外で迅速にインターネット接続できる環境を整備している。また、2階の2つの演習室は、それぞれプロジェクターやスクリーン、電子黒板を配置しており、情報ネットワークを活用した授業実践等にも対応できるよう設備を整えている。

令和5年12月には、授業力開発プログラムの院生が、ICT活用に関する研究成果について、日本教職大学院協会研究発表大会において、ポスターセッションによる発表の機会を得、本教職大学院からオンラインでの発表を行った。さらに、毎年2月に開催している教育実践研究発表会の様子をライブ配信し、オンラインで参加する全国の大学院生等との交流にも対応できるよう設備を活用している。

なお、教員同士及び教員と院生との連携や情報共有を図る上で必要なフォルダを岩手大学が管理しているクラウド上に配置し、セキュリティ及び個人情報の保護に努めている。教員同士が共有するフォルダには、実習に係る実施要項、映像や写真、計画書や報告書等、様々な実習等で活用できる資料を格納している。また、教員と院生が共有するフォルダには、院生が作成した指導案や学習シート、院生の授業予定一覧等を格納している。このことにより院生の授業実践の際は、指導教員が授業予定一覧表で授業日程を確認したうえで授業参観に出向き、状況把握に努めている。

《必要な資料・データ等》

特になし

**観点5-3-3** どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を整備し、有効に活用しているか。

## 〔観点に係る取組・改善等の状況〕

研究用図書の利用に関しては、キャンパス内に86万冊の蔵書を有する岩手大学図書館があり、月刊、季刊等の教育関係雑誌や教育関係図書も充実しており、文献複写等のサービスもパソコンで随時受け付けている。

現在、大学図書館に配架している教育学・教職関係等に関わる主な学術情報資料は、次の通りである。①教育科学学会「教育」、②日本教育学会「教育学研究」、③日本社会科教育学会「社会科教育研究」、④日本数学教育学会「数学教育学会誌」、⑤文部科学省「初等教育資料」「中等教育資料」、⑥音楽鑑賞振興財団「音楽鑑賞教育」、⑦大修館書店「英語教育」、⑧大学教育学会「大学教育学会誌」、⑨東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科「学校教育学研究論集」、⑩日本教育会「日本教育」、⑪日本私学教育研究所「日本私学教育研究所紀要」、⑫玉川大学教職大学院「教師養成研究紀要」等。

また、教育学部1号館5階の学校教育関係図書室の蔵書、及び各教員研究室の蔵書の利用も可能である。

本教職大学院として発行している学術情報資料には「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」〔資料74〕がある。「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」は、本教職大学院設置初年度から刊行しており、令和5年度で第8巻を数える。内容としては「特集論文」「論文」「報告」から構成されている。「特集論文」は、平成30年度から「岩手の教育課題に対する具体的な解決策の提案」という基本的なコンセプトに基づき開始しており、研究科、学部の教員、小学校長・中学校長等との共同研究による論文を掲載している。「論文」は、研究科、学部の教員、院生との共同研究によるものを中心に掲載しており、研究成果の普及を図っている。共同研究による成果としては、これまで「特集論文」が15本、「論文」が98本にのぼっている。「報告」は、教育実践研究報告書題目一覧、FD・SDに関する活動報告等が掲載されており、教育実践研究に関わる活動の成果を公開している。また、掲載された論文等は、岩手大学リポジトリを通して電磁的方法で提供しており、登録されたコンテンツは、誰でも無料で閲覧が可能である。院生個々の「教育実践研究報告書」は、2階事務室兼会議室内に保管、収納しており、教員や院生は、いつでも閲覧が可能である。

なお、授業科目の講義資料等については、WebClassなどのLMS（Learning Management System）で共有されている。

このように、教育現場に即した教育実践研究を行う上で必要な図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料は有効に活用している。

## 《必要な資料・データ等》

〔資料74〕 岩手大学大学院教育学研究科研究年報（目次）

**観点5-3-4** 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・設備は、どのように連携を図っているか。また、効率的に活用するため、どのように取り組んでいるか。

## 〔観点に係る取組・改善等の状況〕

該当なし

## 《必要な資料・データ等》

特になし

**観点5-3-5** 教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているか。

## 〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本教職大学院では、学部とは別に独自の予算として院生の教育研究に使用するための実習経費や消耗品費、ま

た院生用ノートパソコンのリース代等、教育研究環境の維持に必要となる予算を確保している〔資料 75〕。これらの予算は教育活動だけでなく、研究活動の成果を発表するための岩手大学教育学研究科研究年報の発行など、研究活動の支援にも使用しており、近年の全学的な厳しい予算状況下においても本教職大学院の教育研究活動を遂行するため、学部とは別に毎年一定額の予算措置を行っているものである。なお、施設・設備関連の経費（維持費を含む）に関し、情報ネットワーク関連の設備として、院生へ一人一台貸与しているノートパソコンのリース代については本教職大学院においてパソコン設備の維持費を確保しているが、ネットワーク設備である学内無線 LAN については本学の全学施設である情報基盤センターにおいてアクセスポイントの設置も含め維持管理を行っており、本教職大学院と全学施設との連携により教育研究環境の維持に必要な経費措置がなされている。また院生室には院生がレポートや実習記録等を作成するのに活用するため、コピー機を2台設置しているが、コピー機の使用量及びコピー用紙については教育学部の学部共通経費からの支出を行っており、本教職大学院における経費負担の軽減を図っている。

また本教職大学院では教育研究環境の維持・充実のため必要となる予算額を毎年一定額確保しているが、加えて、教育学部及び本教職大学院の学生のための修学支援や教育職に就くための支援、また施設・設備の整備支援など修学環境充実のための各種支援事業に活用するための「教育学部教員養成基金」を令和2年3月に創設し、通常予算以外の経費確保に向けた工夫も行っている〔資料 76〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 75〕 令和5年度決算及び令和6年度予算について

〔資料 76〕 岩手大学イーハトーヴ基金<特定基金>のご案内

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

情報ネットワーク関連を含む施設・設備、学術情報資料等は、現在の教育課程に対応したものとなっており、本教職大学院の授業及び院生の学修に有効に活用されている。

また、本教職大学院の予算については、教育研究活動を遂行するため学部とは別に毎年一定額の独自予算を確保し、施設・設備関連の経費である院生用ノートパソコンのリース代等も含め、教育研究環境の維持に必要な経費が投じられており、こうした本教職大学院独自予算及び学部並びに全学施設との連携による経費措置に基づき、教育研究環境が整備・維持されている。加えて、施設・設備の整備支援など修学環境充実のための各種支援事業に活用するための「教育学部教員養成基金」を創設し、通常予算以外の経費確保に向けた取組も併せて行っている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準領域 6 教育研究実施組織

基準 6-1

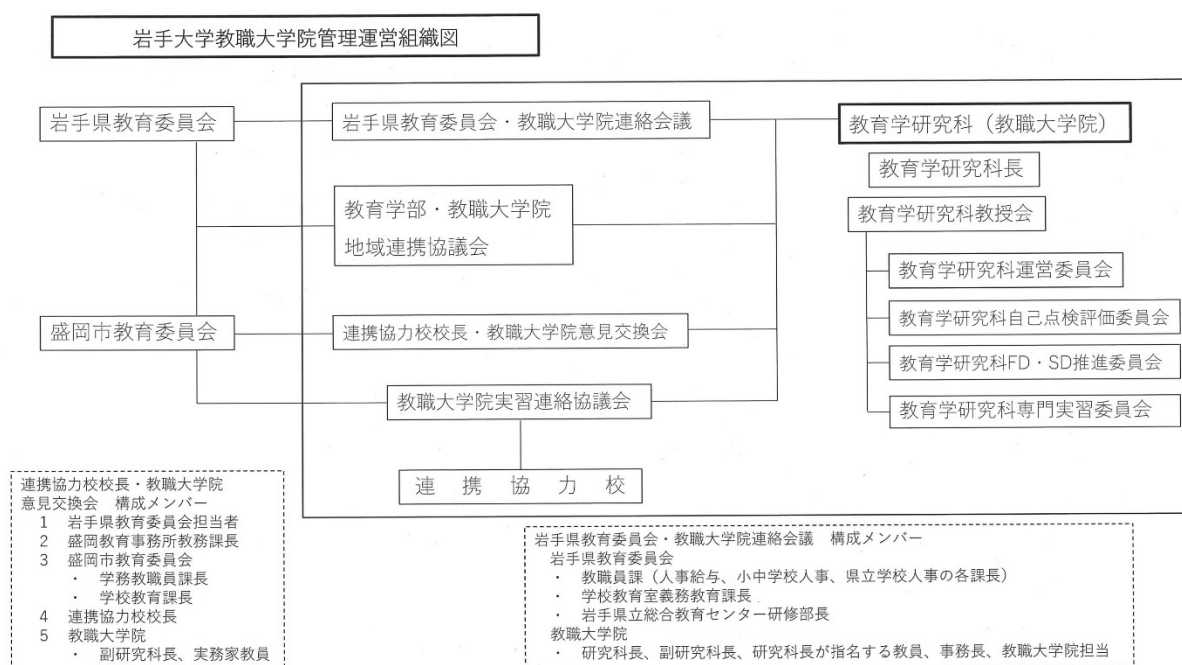
○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能しているか。

観点 6-1-1 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営を行っているか。

[観点到る取組・改善等の状況]

本教職大学院には、教育学研究科教授会があり、本教職大学院の諸課題について協議する。さらに、教育学研究科教授会の下に、教育学研究科運営委員会〔前掲資料 5〕、教育学研究科自己点検評価委員会〔資料 77〕、教育学研究科FD・SD推進委員会〔資料 78〕、教育学研究科専門実習委員会〔資料 79〕がある。加えて、本教職大学院の円滑な運営及び連携協力推進のため、岩手県教育委員会と岩手大学教職大学院との連絡会議〔資料 80〕、岩手大学教職大学院実習連絡協議会〔資料 81〕等も設定されている。このように、本教職大学院の教育研究及び管理運営に関する重要事項を審議する会議が置かれている。以上の説明を図 6-1-1-1 に示した。

図 6-1-1-1 岩手大学教職大学院管理運営組織図



教育学研究科教授会については、岩手大学教授会通則〔資料 82〕、岩手大学大学院教育学研究科規則〔資料 83〕に審議事項等が記載されており、また、各種委員会にはそれぞれ規則が定められており、所掌事項について協議している。このように、教育研究上の目的を達成するための各役割を担う会議体制が編成されており、各種会議は、諸規定に従って適切に運営され、機能している。教育学研究科教授会並びに同教授会の下にある各種委員会の過去 3 年間の開催回数は表 6-1-1-2 のとおりである。

表 6-1-1-2 教育学研究科教授会及び各委員会の開催回数実績（過去3年間）（回）（出典：各年度の各会議記録に基づき作成）

年度	研究科教授会	研究科運営委員会	研究科自己点検評価委員会	研究科FD等推進委員会(研究科FD・SD推進委員会)	研究科専門実習委員会
令和5年度	14	16	10	11	11
令和4年度	14	14	7	9	11
令和3年度	14	15	8	9	11

事務組織としては、本教職大学院の学務関係業務は学務部学務課が担当し、庶務・会計関係業務は教育学部事務部が担当している。さらに、教職大学院棟には教職大学院関係業務を行う事務補佐員を1名配置している。このように本教職大学院の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制及び職員配置は、教職大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものとなっている。

本教職大学院では、管理運営に関する事項等を審議する組織として、本教職大学院の専任教員にて構成される「教育学研究科運営委員会」を設置し、管理運営に関する大きな方向性の決定や円滑な意思決定、情報の共有を図っている。また事務組織についても、学務や庶務・会計といった教学及び管理運営の両面から本教職大学院の運営を支えており、加えて、関係委員会には事務職員も陪席や委員として参画し、教職員が一体となって本教職大学院の管理運営を行っている。

《必要な資料・データ等》

- [前掲資料5] 岩手大学大学院教育学研究科運営委員会規則
- [資料77] 岩手大学大学院教育学研究科自己点検評価委員会規則
- [資料78] 岩手大学大学院教育学研究科FD・SD推進委員会規則
- [資料79] 岩手大学大学院教育学研究科専門実習委員会規則
- [資料80] 岩手県教育委員会と岩手大学教職大学院との連絡会議規則
- [資料81] 岩手大学教職大学院実習連絡協議会規則
- [資料82] 岩手大学教授会通則
- [資料83] 岩手大学大学院教育学研究科規則

**観点6-1-2** 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、教職としての高度な専門的・実践的力量を備えた高度専門職業人としての教員を養成することを目的に据えており、専任教員及び兼任教員の配置に当たっては、教育学部と相互連携を図っている。学部とのダブルカウント教員については専任教員の割り当てを定め〔資料84〕ローテーション制による配置としており、教員組織は、「教師教育家（Teacher Educator）」としての資質・能力を備えた教員を選任することにより、専門性と人間性を兼ね備えた教員を育成する体制を構築している。また専任教員のみならず兼任教員に関しても岩手大学教職大学院教員採用選考基準〔資料85〕に適合していることを確認している。

実務家教員については、岩手県内の教育実践に関して先導的役割を担っている学校で教諭、副校長、校長として長期の実務経験を積むとともに、岩手県内の教育行政機関でも要職を歴任している。こうした豊富な指導実績

に加え、専門とする教員実践に関する論文や報告書も多数執筆している。専任教員のうち実務家教員は7名であり、必要専任教員数の4割超の配置となっており、また実務家教員7名のうち2名は国立大学法人岩手大学と岩手県教育委員会との連携に関する協定書〔前掲資料 55〕に基づき、岩手県との交流人事による採用としている。

教員組織は、研究者教員8名、実務家教員7名の専任教員15名に加え、23名の兼任教員を配置し、教科の取り扱いや実習の在り方などを含めた教育課程の更なる充実を図っている〔資料 86〕。教育上のコアとして設定されている授業科目については、原則として専任の教授又は准教授が担当しており、理論と実践の融合・往還に資するよう、研究者教員と実務家教員によるティーム・ティーチングの科目も設けている〔資料 87〕。また、授業力開発プログラムには、小学校・中学校の全ての教科等に関する指導に係る授業科目を配置しており、15名の専任教員に加え兼任教員も科目担当を行っており、他プログラムの開設科目や専攻共通科目においても兼任教員が授業を担当しその専門性を発揮している。加えて、こうした兼任教員は、主として各プログラムの開設科目を担当する他、関連した実習とリフレクション科目の際にも、専任教員と協働して学生指導を担っている。また、令和6年度からはカリキュラム改変により新たに教育実践研究科目を設けており、兼任教員は専任教員とともに教育実践研究科目においても学生指導を担っている。

必要専任教員数の4割超の実務家教員、及び23名もの兼任教員が本教職大学院の学生指導に関わることは、「理論と実践の融合」という本教職大学院の教育理念の実現に資するものであり、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、全体として実践的な力量形成を意識した教育を行うことが可能な教員組織の構成となっている。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料 84〕 教職大学院の専任教員の割り当てについて
- 〔資料 85〕 岩手大学教職大学院教員採用選考基準
- 〔前掲資料 55〕 国立大学法人岩手大学と岩手県教育委員会との包括的連携に関する協定書等
- 〔資料 86〕 教育学研究科教員名簿
- 〔資料 87〕 教育学研究科担当授業科目一覧

**観点 6-1-3** 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等や授業担当教員の配置について、どのように手立てをとり、また顧慮しているか。

[観点到る取組・改善等の状況]

本学では、教員人事に関する基本方針において「教員選考においては、均衡ある年齢構成に留意しつつ、若手、女性及び外国人の積極的な採用を目指す」ことを教員人事の基本原則の一つとしている〔資料 88〕。本教職大学院の専任教員及び兼任教員の年齢構成は表 6-1-3-1 のとおりである。実務家教員を中心に60代が4割弱、続いて50代、40代、30代との構成となっており、経験豊かな教員により構成している。また男女構成については、専任教員のうち3名、兼任教員のうち4名が女性教員である。全学として、男女共同参画を推進しており、公募において、業績及び資格等に関わる評価が同等と認められる場合には、女性を優先的に採用する等、女性教員の積極的任用に努めている。本教職大学院においても、令和6年4月1日付け専任教員の公募において女性限定公募を実施したところである。属性の多様性という観点においても、本教職大学院の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な手立てが講じられていると判断する。



表 6-1-3-1 教職大学院専任教員及び兼任教員の年齢構成（人）

令和 6 年 5 月 1 日現在

		60代	50代	40代	30代	計
専任教員	研究者教員 (うち女性教員)	3 (0)	1 (1)	1 (0)	3 (2)	8 (3)
	実務家教員 (うち女性教員)	5 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	7 (0)
	小計 (うち女性教員)	8 (0)	2 (1)	2 (0)	3 (2)	15 (3)
兼任教員 (うち女性教員)		7 (2)	8 (1)	5 (1)	3 (0)	23 (4)
合計 (うち女性教員)		15 (2)	10 (2)	7 (1)	6 (2)	38 (7)

また、専任教員の採用及び昇任人事は、「国立大学法人岩手大学教員選考基準」〔資料 89〕及び「岩手大学教職大学院教員採用選考基準」〔前掲資料 85〕に基づき行われている。「岩手大学教職大学院教員採用選考基準」では、研究者教員と実務家教員それぞれの基準を定め、実務家教員については、学校教育に関連する職務経験を有することを要件にするとともに、研究報告書等も業績に含める等、実務家教員の役割に応じた選考基準としている。研究者教員、実務家教員ともに同基準に基づく厳格な教員選考を経て、担当する授業科目も含め教員配置を行っている。

また、実務家教員 7 名のうち 2 名は国立大学法人岩手大学と岩手県教育委員会との連携に関する協定書〔前掲資料 55〕に基づき、岩手県との交流人事による採用としており、残り 5 名の人選にあたっては、岩手県教育委員会からの候補者の情報提供を基に選考を行っている。選考については、本教職大学院の委員会で業績等の確認を行っており、「岩手県教育委員会との協定に基づく人事交流の選考等に関する要項」〔資料 90〕、「特命教員に係る申合せ」〔資料 91〕、「国立大学法人岩手大学特命教員就業規則」〔資料 92〕に基づき適切に行われており、これまで実務家教員の欠員が生じることなく、実践力ある実務能力に秀でた実務家教員を配置できている。

## 《必要な資料・データ等》

- 〔資料 88〕 教員人事に関する基本方針
- 〔資料 89〕 国立大学法人岩手大学教員選考基準
- 〔前掲資料 85〕 岩手大学教職大学院教員採用選考基準
- 〔前掲資料 55〕 国立大学法人岩手大学と岩手県教育委員会との包括的連携に関する協定書等
- 〔資料 90〕 岩手県教育委員会との協定に基づく人事交流の選考等に関する要項
- 〔資料 91〕 特命教員に係る申合せ
- 〔資料 92〕 国立大学法人岩手大学特命教員就業規則

**観点 6-1-4** 授業や学生指導等に係る教員個々の負担の偏りを是正するために、どのような対応に努めているか。

## 〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本教職大学院の授業科目は、「理論と実践の融合」の具現化の一つとして重要な教育方法でもあるチーム・ティーチングやオムニバス形式の科目が多く、原則として全員体制にて分担しながら担当しており一部の教員に負担が偏らないように配慮がなされている。実習科目、リフレクション科目及び教育実践研究科目についても、同

様にして複数の教員で学生を指導する体制としている。なお、専門実習の巡回指導については、実務家教員を中心に実施している。

また、実務家教員を含む専任教員は、基本的に本教職大学院の授業を担当している。学部授業を担当することも可能であるが、学部の卒論指導を担当しない等によって負担軽減を図っている。管理運営面についても、基本的に本教職大学院の委員会のみを担当としている。

ダブルカウントする教員の本教職大学院における授業担当負担については、原則として6単位以下になるようにしており、併せてダブルカウント教員の配置に関しても固定化せず、2年任期によるローテーション制を導入しており〔前掲資料 84〕、負担の偏りに関する配慮がなされている。

また、本学では岩手大学ビジョン 2030 における研究目標に関する戦略実現方策の一つとして「教員の研究専念時間を確保するため、学内運営に関する意思決定プロセスの改革と学内会議の会議時間の削減を推進する」とのアクションプランを掲げており、教育学部及び本教職大学院においても「教育学部における会議運営に関する申合せ」〔資料 93〕を策定し、組織全体として教員の研究時間確保、委員の負担軽減並びに管理運営の効率化を図るための取組も行っている。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 84〕 教職大学院の専任教員の割り当てについて

〔資料 93〕 教育学部における会議運営に関する申合せ

(基準の達成状況についての自己評価： A )

本教職大学院の「理論と実践の融合」といった教育理念や教育研究上の目的を達成するために、教育研究及び管理運営に関する重要事項を審議する組織として「教育学研究科運営委員会」をはじめ、各委員会が組織され、適切に運営し機能している。その各組織の構成員である専任教員は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、実践的な力量形成に資する教育を行うことが可能な教員であり、厳格な教員選考の上配置している。また、管理運営の活動をより活性化するための手立てとして、年齢や男女共同参画から、構成員の属性の多様性も図られている。さらに、関係委員会には事務職員も陪席や委員として参画し、教職員が一体となって本教職大学院の管理運営を行っている。また、管理運営及び教育研究に携わる専任教員及び兼任教員は、ティーム・ティーチングやオムニバス形式の科目を多く配置し、構成教員の全員体制にて分担しながら担当し、複数の教員で学生を指導する体制とし、業務の偏りがないように配慮し管理運営への参画、教育研究を行っており、管理運営及び教員組織の双方において十分機能している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

## 基準 6 - 2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、またFDに取り組んでいること。

**観点 6 - 2 - 1** 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、各プログラムを中心に、教員同士、教員と連携協力校教員、院生が共同的な研究活動を積極的、組織的にしている。例えば、学校マネジメント力開発プログラムでは、岩手県教育委員会と連携したマネジメント実習の取組を通して、教育行政の業務等に関する状況把握や意見交換を行いながら、学校経営や教育行政の業務改善に関する研究に生かしている。授業力開発プログラムでは、本教職大学院の特色であるリフレクション科目について実践的な研究を行うとともに、授業力に関する有効な指導方法を開発・検証し、その研究成

果を日本教職大学院協会研究発表大会で発表する機会を得ている。子ども支援力開発プログラムでは、いじめや不登校等、子どもたちの生活上・発達上の諸課題を的確に把握し、課題解決を目指し適切な支援ができる研究や心理教育に関する授業実践の検証を行っている。特別支援教育力開発プログラムでは、担当教員、連携協力校教員、院生が県内の特別支援学校の学校マネジメントや授業づくりに関する調査や分析をもとにした研究を実践している。

院生個々の教育実践研究については、研究者教員が主として指導しているが、実務家教員及び連携協力校教員は、研究の進捗状況に鑑み、より学校現場に即した研究になるよう助言等しながら、理論と実践の融合を目指した研究指導を行っている。

また、教員同士、教員と連携協力校教員、院生による教育実践研究の発表の機会を設けるため、本教職大学院設置初年度から「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」を刊行している〔前掲資料 74〕。内容としては、一般投稿の「特集論文」及び「論文」並びに「報告」からなっており、教育実践研究に関わる活動の成果を積極的に公開している。「特集論文」には、「岩手の教育課題に対する具体的な解決策の提案」といった共同研究の内容が掲載されている。例えば、令和6年3月に刊行した同年報第8巻に「岩手町『いわてまち学』を中心とする小中高一貫カリキュラムの開発」〔前掲資料 20〕という特集論文が掲載されているが、本稿は、研究科教員、実務家教員、院生による共同執筆であり、地域への愛着・誇りの醸成を目指す「いわてまち学」の立ち上げを企画する岩手町から研究依頼があり、授業でも取り上げながら、取組の経緯をまとめたものである〔資料 94〕。岩手町では「岩手町総合計画」において、町が目指す将来像として「地域への愛着・誇りの醸成」「町のブランド化」「持続可能性の追求」の3つを掲げて取組を進めており、そのことを踏まえ、本教職大学院を中心として、町の地域的特質と教育課題を分析するとともに、地域を支え、これからの未来を生きる子どもたちにとって何が最善かという人材育成の視点から、小中高をつなぐ、地域づくりに資するグランドデザイン案の構想と原案の提示を目指した。グランドデザイン案の作成に当たっては、現行の学習指導要領を踏まえつつ、児童生徒や学校、地域の実態に即したカリキュラムをデザインするため、本教職大学院、岩手町教育委員会及び岩手町みらい創造課、さらに岩手県教育委員会の協力も受けながら連携・協働して、組織的に検討や修正を進めてきた。令和5年1月に実施した最終報告会の場で、岩手県教育委員会指導主事からの講評もいただきながら「いわてまち学」グランドデザイン原案を策定した。その後、令和5年度は策定したグランドデザインを、町内小学校・中学校における具現化の視点で検討を進め、令和5年度末に特集論文としてまとめたものである。

このように、本教職大学院では県内地域の課題を把握し、課題解決に向けた提案を様々な発表の機会を通じて地域に発信するなど、学校教育の充実・発展に資する研究活動を組織的に行っている。

さらに、全教員は「岩手大学教育学部研究年報」や「岩手大学教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター研究紀要」への投稿が可能であるため、学部教員や附属教育実践・学校安全学研究開発センターの教員との共同研究の成果を各年報に投稿し発表している。

#### 《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 74〕 岩手大学大学院教育学研究科研究年報（目次）

〔前掲資料 20〕 田代高章ほか「岩手町「いわてまち学」を中心とする小中高一貫カリキュラムの開発」（「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」第8号、2023年）

〔資料 94〕 「まちづくり」の主体を育む小中高一貫カリキュラムのグランドデザイン — 「岩手町」をモデルとして—

**観点6-2-2** 教職員の協働によるFDの活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

## 〔観点に係る取組・改善等の状況〕

教職員の協働による活動組織として教育学研究科FD・SD推進委員会〔前掲資料78〕がある。教育学研究科FD・SD推進委員会は、研究科教員及び事務職員により構成され、学生の教育の充実を図るため、教職員に必要な知識・技能の習得や資質向上のための企画立案や運営等を行っている。主な活動内容は、授業アンケート（前期・後期）の実施、FD・SD研修会、授業公開・授業研究会、院生懇談会（年2回）、「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」の発行である。

授業アンケート〔前掲資料14〕は、授業がその目的を達成し院生の課題とニーズに沿ったものであるかを点検し、質的向上と指導方法に関する改善をねらったものであり、授業に対する満足度と院生自身の取組に関する計17項目及び自由記述で構成されている。前期・後期の授業期間の終わりに、開講された全ての科目で実施している。項目については「理論と学校現場の実践を結びつけるような授業内容であったか」等、研究科のねらいに即したものとなるよう工夫している。結果は集計の上、授業者にフィードバックしている。また得られた情報は、教授会で報告され、授業の工夫・改善に向け活用されている。例えば、院生の要望に応え、新カリキュラムでは履修年次の設定を解除したことによって、授業内容を専門実習に活かしやすくなった。

FD・SD研修会は、研究科教員及び事務職員の全員参加を原則として開催している。目的は、本教職大学院における教育の実施状況について成果と課題を把握するとともに、課題解決について検討することである。令和5年度前期は「教育学研究科院生の学びの充実に向けた取組」をテーマに、主として令和6年度からのカリキュラム変更の経緯や具体的な改善内容、リフレクション科目の取組等について、パネルディスカッション形式で協議した〔資料95〕。同じく後期は、8月に実施された全学FD研修会での、シラバス作成に関する内容をもとに、教育学部FD・教育研究推進委員会との共催として、本教職大学院でのFD・SD研修会を開催した。研修テーマを「シラバスの充実・改善に向けて」とし、教育学部内で見られる、シラバスの不備や作成のポイントを取り上げ、各項目の重要性や到達目標等について改めて確認する等、さらなる修正や改善について学び合う機会となった〔資料96〕。このように、教職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、その能力及び資質を向上させ、かつ日々の授業や学生指導において発揮するための研修の内容及び機会を設けている。

授業公開・授業研究会〔資料97〕は、前期・後期各1回、授業計画や内容・方法等について改善を図ることを目的に実施している。令和5年度前期は、研究者教員が「学習支援のための教育心理学」の授業を公開し、その後の協議には、連携協力校の教員や実務家教員が参加しながら、学習に関する援助要請とその有効性、理論知と経験知を融合するための授業の在り方等について話し合う等、相互に学び合う良い機会となった。

教員と院生が意見交流を行う院生懇談会〔資料98〕は、年2回、前期・後期の授業期間の終盤または終了後に実施している。本教職大学院に係る教育活動の改善点を明らかにするため、教員と院生を小グループに分け、院生からの学修及び生活に関する要望等を基に懇談し、全体で課題の整理を行った。各科目等の授業、実習科目、リフレクション科目等、教育活動等に関する課題に関する情報交換を行う良い機会としている。

この他に「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」を年1回発行している〔前掲資料74〕。

研究活動については、本教職大学院に所属する専任教員及び兼任教員から実践研究に関する研究論文の投稿を求め、多くの投稿を得ている。併せて各プログラムの教育活動に関する報告を掲載している。このように、各教員の教育または研究上の業績や指導実績を公開する等、高度な実践的研究に係る力量形成の工夫がなされている。

## 《必要な資料・データ等》

〔前掲資料78〕 岩手大学大学院教育学研究科FD・SD推進委員会規則

〔前掲資料14〕 「令和5年度前期 教職大学院授業アンケート結果」（令和5年度第7回教育学研究科教授会資料）

- [資料 95] 令和 5 年度教育学研究科 F D ・ S D 研修会実施要項・実施報告
- [資料 96] 令和 5 年度教育学部 F D 研修会開催案内
- [資料 97] 令和 5 年度岩手大学教育学研究科第 1 回授業公開・授業研究会開催要項
- [資料 98] 令和 5 年度第 1 回院生懇談会開催要項
- [前掲資料 74] 岩手大学大学院教育学研究科研究年報（目次）

### 観点 6-2-3 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

教育研究上の目的を達成するための、教員と事務職員が連携した取組としては、F D ・ S D 研修会〔前掲資料 95〕がある。これは本教職大学院の運営の活性化と、今後の本教職大学院の在り方を検討するために行っている研修である。令和 2 年度には「教職員の文書管理等の業務の軽減と業務の理解」という、事務職員が参加可能なテーマによる研修を行った。研修会においては、初めに、事務部主任から事務部で抱えている課題について説明があり、その後、参加者が小グループに分かれ、資料のペーパーレス化や経費削減に向けた意見交換をグループワーク形式で行った。令和 4 年度には「研究推進のための支援方策と最新のリスクマネジメント」をテーマにした研修を行った。初めに、学内研究支援に関わる科研費獲得支援、海外渡航支援、国際学術雑誌掲載支援等について具体的方策が示され、その後、研究経費不正使用防止に向けた取組について担当課長から説明があり、気持ち新たにできる機会となった。令和 5 年度は「ハラスメント防止に向けた取組—主に教員と学生との関係において—」をテーマにした研修を行った。大学特有のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、あるいはジェンダーハラスメント等についての例示、ハラスメント防止に向けた取組、本学での対応体制について具体的内容を交えながら理解する機会となった。また、令和 4 年 9 月及び令和 5 年 8 月に岩手県教育委員会で実施した学校マネジメント開発実習に、事務職員（副事務長）が帯同し、岩手県の教育ビジョンや業務内容について理解を深めるとともに、教育学部事務部内においても情報の共有を図れたことは、岩手県教育委員会と本教職大学院との効果的な連携の在り方を探る上で貴重な機会となった。

このような取組を通して、本教職大学院に関する具体的課題や今後の方向性の理解と共有化が進み、今後の本教職大学院の在り方を検討する上で、有効な手がかりを得ることができている等、教員と事務職員が連携した取組を実施・推進している。

《必要な資料・データ等》

- [前掲資料 95] 令和 5 年度教育学研究科 F D ・ S D 研修会実施要項・実施報告

(基準の達成状況についての自己評価： A )

「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」の「特集論文」は「岩手の教育課題に対する具体的な解決策の提案」との基本コンセプトに基づく構成としており、同特集論文において教員同士や教員と連携協力校教員等との共同研究の取組を掲載し積極的に公開しており、組織的な研究活動が展開されている。

また、授業アンケートや懇談会を通して得られる院生の評価や意見、F D ・ S D 研修会や授業公開・授業研究会を通して得られた教員相互の評価や意見、教育委員会・実習校関係者等、外部から得られる評価や意見を基に、教育内容・教育方法等の改善が組織的・計画的に遂行される体制が整えられている。加えて、課題が見られたシラバス作成に関して、教育学部 F D ・ 教育研究推進委員会と連携した研修会を行う等、改善に向け組織的な活動を行っている。

また、教員と事務職員が連携し、研究費不正防止やハラスメント防止をテーマにした研修会を開催する等、組

織的な活動を行うことで、教員や事務職員の資質・能力の維持向上に資する研修の機会を整えている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

**基準領域 7 点検評価と情報公表****基準 7-1**

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

**観点 7-1-1** 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

[観点到る取組・改善等の状況]

本学では、全学教育研究支援施設である教員養成支援センターを統括組織とし、「岩手大学教職課程の内部質保証に関する実施要項」〔資料 99〕及び「岩手大学教職課程における自己点検・評価のガイドライン」〔資料 100〕に基づき、教職課程の自己点検・評価を行う全学体制を整備しており、「同実施要項及び同ガイドライン」に規定されている本学の教職課程の内部質保証の体制における構成組織及び実施責任者並びに実施体制により、本教職大学院においては教育学研究科長が実施責任者、教育学研究科自己点検評価委員会が実施組織となり自己点検・評価を実施している。具体的には、教職課程自己点検・評価シート〔資料 101〕を用いて、教育理念・学修目標や授業科目・教育課程の編成といった観点毎の各事項に関し、判断根拠の提示とともに 3 段階評価による自己評価を記す形にて教職課程の自己点検・評価を行っている。

教職課程の自己点検・評価は毎年度実施することとしており、令和 4 年度実績については令和 5 年度に自己点検・評価を実施し、各自己点検・評価項目に関し基準を満たし適切に実施している旨を確認している〔資料 102〕。また、本教職大学院において実施した自己点検・評価の実施結果については、全学の統括組織である教員養成支援センターにおいて評価結果の確認が行われ、併せて教員養成支援センターから岩手大学教育研究評議会に報告がなされ、全学的な情報共有も図られている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 99〕 岩手大学教職課程の内部質保証に関する実施要項

〔資料 100〕 岩手大学教職課程における自己点検・評価のガイドライン

〔資料 101〕 教職課程自己点検・評価シート【様式】

〔資料 102〕 教職課程自己点検・評価シート（教職大学院：令和 5 年度実施分）

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

「岩手大学教職課程の内部質保証に関する実施要項」及び「岩手大学教職課程における自己点検・評価のガイドライン」に基づき、教育学研究科自己点検評価委員会が実施組織となり教職課程の自己点検・評価が組織的に行われており、実施頻度に関しても毎年度実施することとなっている。また、自己点検・評価の方法については、教職課程自己点検・評価シートを用い判断根拠の提示とともに 3 段階評価にて行っている。併せて、本教職大学院における自己点検・評価の実施結果について、全学の統括組織である教員養成支援センターにおいて評価結果の確認が行われるとともに、教育研究評議会へも報告がなされ全学的な情報共有も図られている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

**基準 7-2**

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

**観点 7-2-1** 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。

[観点到る取組・改善等の状況]

本教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果について、教学マネジメント指針を踏まえ、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たすべく、また、大学教育

の質の向上をめざすべく以下の方法等により発信している。

第一は、岩手大学ウェブサイト及び教職大学院ウェブサイトを開設し、学校教育法施行規則第 172 条の 2 ならびに教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 の規定へも対応し、理念・目的、学生の受入れ、教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況を公開している。また、教職大学院ウェブサイトにおいては、各プログラムや教員の紹介、研究成果などを公開し〔資料 103〕、さらに、「トピックス」と称するコーナーを設け、適切な教育環境が整備され、そこでの教育効果の一端が学生自身のレポートにより公開されている〔資料 104〕。なお、これらの情報は「大学ポートレート」にもリンクされ情報公開されている〔資料 105〕。また、本学の Institutional Research (IR) 及び情報公開の一環として「岩手大学 Data Book」とのページを設け、志願状況、入学状況、在学状況、卒業後の状況に関し、文部科学省統計調査「学校基本調査」のほか、「岩手大学概要」や本学の教育、研究、管理運営等の基本情報を集約し、この中で本教職大学院の状況を経年での推移を可視化し公開している。

第二は、本教職大学院の広報用資料として、「岩手大学教職大学院パンフレット」を毎年度 1500 部発行している〔前掲資料 9〕。これは、理念・目的、学生の受入れ、教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況を主に入学希望者等をはじめとする関係者に対して情報提供するものであり、岩手県教育委員会に配布するとともに、本教職大学院専用ウェブサイトで開催している。

第三は、本教職大学院の広報用資料として、「岩手大学教職大学院ニューズレター」を毎年度 3 回発行している〔資料 106〕。これは、理念・目的の具現状況としての教育・研究の様子を提供するものであり、加えて、適切な教育環境が整備され、そこでの教育効果の一端が紹介されている。なお、この発行は、教職大学院ウェブサイトでの公開をしている。また、岩手大学のウェブサイトにおける X (旧 Twitter) でも公開しアクセスの利便性を高めている。また、岩手県教育委員会等宛の発出文書に同封したり、入試広報活動において配布したりしている。

第四は、教育研究活動の成果物の公表として、「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」を毎年度発行し、岩手大学リポジトリならびに教職大学院ウェブサイトにおいて発信している〔前掲資料 74〕。併せて、学生の教育実践研究の集大成である「教育実践研究報告書」について、その抄録集を印刷・製本し、岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会、県内 6 教育事務所に配布している。

また、以上で示した広報用資料は、教育学研究科運営委員会に位置付けられた広報部会によって作成され、入学者確保のための入試広報活動において、広報担当者が積極的に活用している。入試広報活動では、オープンキャンパスでの施設公開、教育学部学生や他学部の教職科目履修者や、県内他大学及び北海道及び東北地方の他大学に対する周知活動〔資料 107〕、入学志願者に対する「入試説明会」及び個別相談を実施し、本教職大学院の特色や学修環境などを周知している。

さらに、学生の教育実践研究報告書における成果は、「教育実践研究発表会」として公開されており〔前掲資料 53〕、岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会、県内 6 教育事務所に案内文書を送付している。また、岩手県立総合教育センターが開催する「岩手県教育研究発表会」において、現職院生は分科会での口頭発表、学卒院生はポスター発表している〔資料 108〕。学生や修了生の研究成果は、全国的な学会や研究会等においても積極的に発表している〔資料 109〕。

以上の方法等によって、本教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信している。

#### 《必要な資料・データ等》

- 〔資料 103〕 教職大学院ウェブサイト (抜粋)
- 〔資料 104〕 広報部会業務報告 (R5.12.5 研究科運営委員会資料)
- 〔資料 105〕 大学ポートレート (岩手大学教育学研究科)



- 〔前掲資料9〕 岩手大学教職大学院パンフレット（R5.5.31発行）
- 〔資料106〕 岩手大学教職大学院ニューズレター（R5.8.31発行）
- 〔前掲資料74〕 岩手大学大学院教育学研究科研究年報（目次）
- 〔資料107〕 周知資料（県内他大学及び北海道及び東北地方の他大学用）
- 〔前掲資料53〕 令和5年度教育実践研究中間発表会実施要項・教育実践研究発表会実施要項
- 〔資料108〕 令和5年度（第67回）岩手県教育研究発表会 開催要項
- 〔資料109〕 学生による学会発表論文の例（2022年度修了生、2021年度修了生）

（基準の達成状況についての自己評価： A ）

教学マネジメント指針を踏まえ、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たすべく、また、大学教育の質の向上をめざすべく、教職大学院の教育研究活動等の状況については、学校教育法施行規則第172条の2ならびに教育職員免許法施行規則第22条の6の規定への対応も含め、岩手大学ウェブサイトならびに「岩手大学教職大学院パンフレット」、「岩手大学教職大学院ニューズレター」によって、関係機関や入学希望者をはじめ広く社会に周知している。

また、本教職大学院の研究の成果については、「岩手大学教育学研究科研究年報」、「教育実践研究報告書抄録集」にまとめられ、それぞれ岩手大学学術リポジトリ並びに教職大学院ウェブサイトでの公開や、関係機関等への配布によって、発信している。

さらに、学生の教育実践研究報告書における成果は、本教職大学院が主催する発表会のみならず、岩手県立総合教育センターが主催する「岩手県教育研究発表会」、全国的な学会や研究会等においても発表している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

Ⅷ 法令要件事項の確認

法令要件事項（チェック式等により確認する事項）

	チェック欄 (該当 ☑)	項目	根拠法令等	評価 基準、 観点等	根拠資料等
1	☑	教育課程連携協議会の設置、産業界等（教育委員会）との連携による教育課程の編成、実施・評価	専門職大学院設置基準第6条第3項、第6条の2	2-1 4-1	岩手大学教育学部・教職大学院地域連携協議会規則（資料110） 令和5年度岩手大学教育学部・教職大学院地域連携協議会書面協議回答とりまとめ（資料111）
2	☑	5領域についての授業科目（共通科目）の開設 （1）教育課程の編成及び実施に関する領域・・	平15年告示第53号第8条第1項	2-1	授業科目一覧（前掲資料15） シラバス（基礎データで確認） 表2-1-2-4
3	☑	1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限の設定	専門職大学院設置基準第11条	2-2	岩手大学大学院教育学研究科規則第10条第3項（前掲資料83）
4	☑	修了要件単位数（45単位以上）うち実習10単位以上	専門職大学院設置基準第29条	2-1 2-4	令和6年度大学院学生便覧（教育学研究科）p.17（資料112）
5	☑	学生に対する評価及び修了の基準の明示等	専門職大学院設置基準第10条第2項	2-4	令和6年度大学院学生便覧（教育学研究科）p.4、p.17（資料112）
6	☑	専任教員数	平15年告示第53号第1条 教科教育関連 26年告示161号	6-1	（基礎データで確認）
7	☑	必置専任教員数に対する実務家教員数（4割以上）	平15年告示第53号第2条第5項	6-1	（基礎データで確認）
8	☑	必置実務家教員のうちみなし専任教員の割合 （3分の2の範囲内）	平15年告示第53号第2条第2項	6-1	（基礎データで確認）
9	☑	みなし専任教員の業務要件 （授業担当年間4単位以上ほか）	平15年告示第53号第2条第2項 平30年告示第66号	6-1	（基礎データで確認）
10	☑	必置専任教員のうち教授の割合 （必置の専任教員の半数）	15年告示53号 第1条第7項	6-1	（基礎データで確認）
11	☑	S D研修に該当する機会の設定等	大学院設置基準第9条の3第1項	6-2	令和5年度教育学研究科F D・S D研修会実施要項・実施報告（前掲資料95）

○ 項目□に際して、特に記述を要する事情等